

中華人民共和国  
 住宅新技術研究・人材育成センター  
 プロジェクト  
 実施協議調査報告書  
 (付属長期調査報告書)

平成7年9月



国際協力事業団  
 社会開発協力部

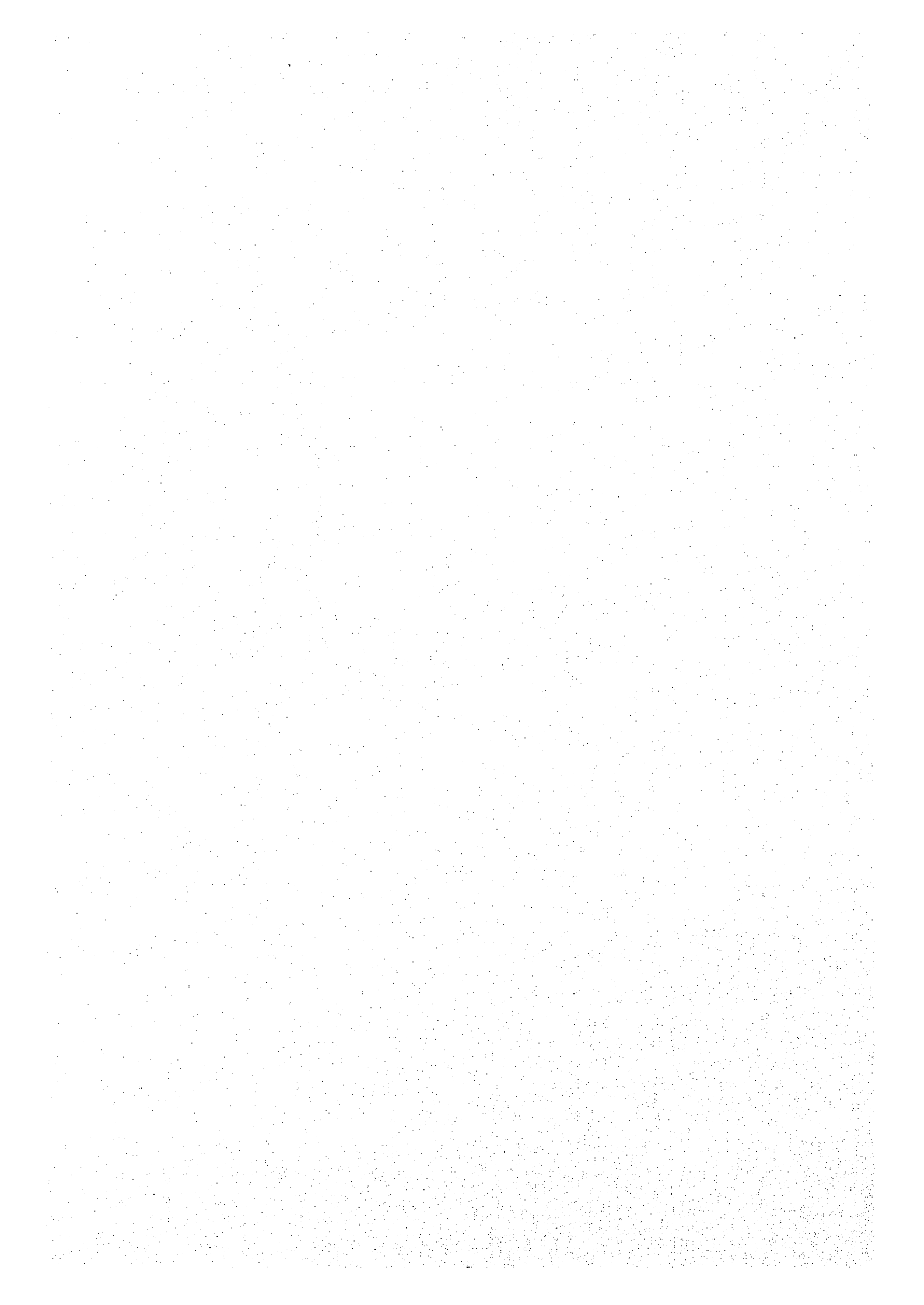
社協一
JR
95-015

中華人民共和国 住宅新技術研究・人材育成センタープロジェクト実施協議調査報告書(付属長期調査報告書)

平成7年9月

国際協力事業団





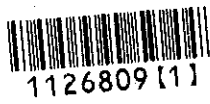




中華人民共和国  
住宅新技術研究・人材育成センター  
プロジェクト  
実施協議調査報告書  
(付属長期調査報告書)

平成7年9月

国際協力事業団  
社会開発協力部



1126809 [1]

## 序 文

中国では都市部に多くの住宅困窮世帯を抱えているうえ、都市人口の大幅な増加が見込まれている。このため中国政府は、今世紀末までに国民の生活を小康水準（まずまずの生活レベル）にする目的で西暦2000年における「小康住宅目標」を定め、住宅の新築・改造資金に個人負担を導入するなど、制度改革を進めてきた。さらに「国家十大科学技術工程プロジェクト」として住宅技術の研究成果を生かしたモデル住宅の建設を進め、経済社会発展10カ年計画（1991～2000年）で16.5億平方メートルの住宅を建設する計画も立てている。

これについてわが国は、1990年から3年間「都市型普及住宅プロジェクト」の研究協力を行い、住宅の設計基準を設定したが、これを住宅建設に生かすには、技術開発と人材育成の態勢を十分に整える必要がある。そこで中国政府は「住宅新技術研究・人材育成センター」を設立して、先進技術を利用した住宅建設の新技術を開発するとともに、それに必要な人材の育成を目指すこととし、わが国にプロジェクト方式技術協力を要請してきた。

これを受けて日本政府は、平成6年（1994年）10月に事前調査団を派遣し、要請の背景と内容、実施体制等を調査して、協力の可否とその妥当性を検討した。その結果、新設の「中国住宅新技術研究・人材育成センター」をプロジェクトの実施機関とし、住宅建設の新技術を研究するとともに、その新技術を普及する人材育成を図る目的で技術協力を実施することになった。平成7年（1995年）3月には長期調査を実施し、プロジェクト協力内容が策定されている。

今般はこれら一連の調査結果に基づいて実施協議を行う運びとなり、平成7年8月7日から16日まで、建設省住宅局住宅生産課長稗田祐史氏を団長とする実施協議調査団を派遣して中国側と最終協議を行った結果、討議議事録(Record of Discussions : R/D)の署名を取り交わすに至った。

以下は実施協議調査団の調査結果と協議事項、ならびに長期調査結果を取りまとめたものである。ここに、調査に当たられた団員の方々、及び外務省、建設省、在中国日本大使館、その他関係機関の各位に厚く感謝するとともに、今後のご支援をお願いする次第である。

平成7年9月

国際協力事業団  
理事 佐藤 清



討議議事録署名の様子

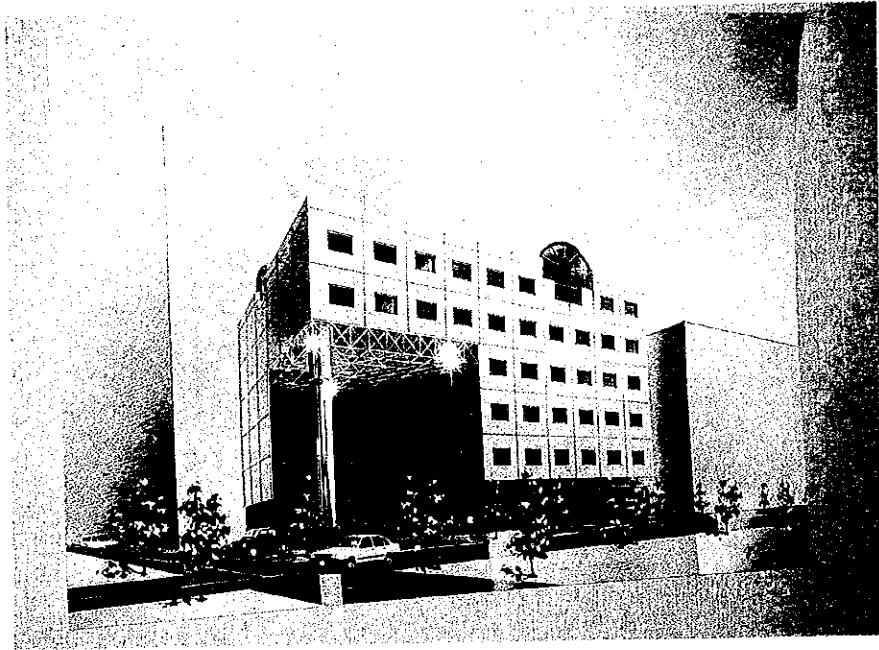


調査団員  
左から神崎団員、廣瀬団員、  
保立団員、稗田団長、  
森団員、毛利団員



協議の様子



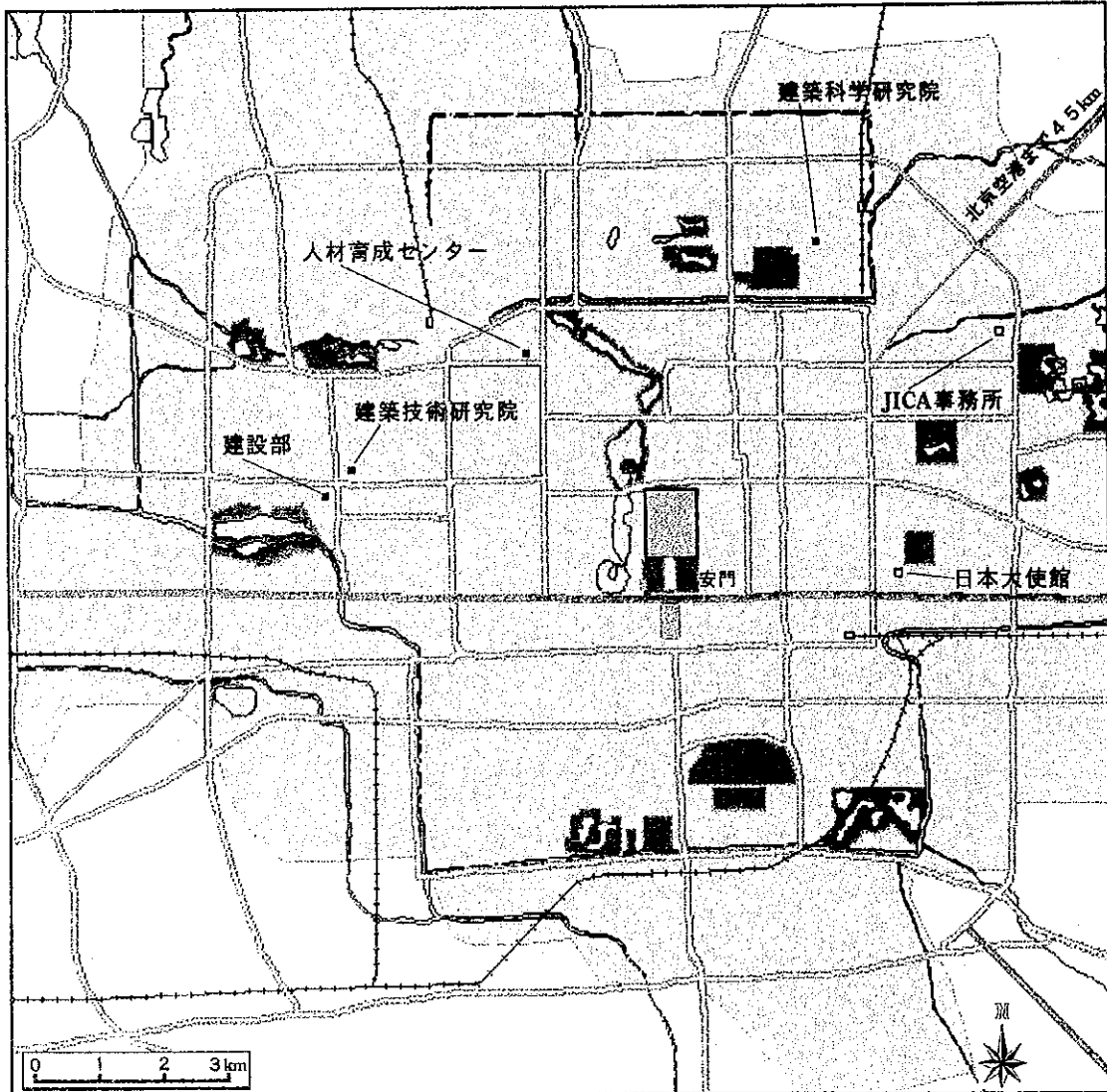


中国住宅新技術研究  
人材育成センター 完成予想図



中国住宅新技術研究  
人材育成センター 建設予定地

## 計画地位置図（北京市）



空 港→天安門	4 5 k m
天安門→建築技術研究院	北西 1 2 k m
天安門→人材育成センター	北西 1 1 k m
天安門→建築科学研究院	北東 1 2 k m

## 目 次

序 文

写 真

地 図

1. 実施協議調査団派遣 .....	1
1-1 調査団派遣の経緯と目的 .....	1
1-2 調査団の構成 .....	2
1-3 調査日程表 .....	3
1-4 主要面談者 .....	4
2. 総括 .....	7
3. 討議議事録の交渉経緯 .....	11
3-1 交渉経緯 .....	11
3-2 R/D等にかかる主な変更点 .....	11
3-3 その他の主要な論点 .....	12
4. プロジェクト実施上の留意点 .....	15
4-1 実施体制 .....	15
4-2 実施計画 .....	16
附属資料	
① 討議議事録(R/D)・暫定実施計画(TSI)-英語 .....	21
② 討議議事録(R/D)・暫定実施計画(TSI)・討議議事録覚書-日本語 .....	35
③ 同上-中国語 .....	61
④ 長期調査報告書 .....	87



## 1. 実施協議調査団派遣

### 1-1 調査団派遣の経緯と目的

1992年の統計によると、中国の住宅事情は都市部に多くの住宅困窮世帯（都市居住世帯で1名当たりの居住面積が4平方メートル未満）を抱えている状況である。加えて都市人口の大量増加が見込まれており、住宅の新築・改造が必要になってきた。このため中国政府は今世紀末までに国民の生活を小康水準（まずまずの生活レベル）に到達させる目的で2000年における小康居住目標を定め、住宅の新築・改造資金については国家負担を基本とする現行制度から個人負担を導入した制度へと改革するなど、住宅制度を改革しつつある。さらに「国家十大科学技術工程プロジェクト」として、住宅技術の研究成果を活用したモデル住宅を建設し、目標達成を図ることとしている。また経済社会発展10カ年計画（1991～2000年）で今後10年間に16.5億平方メートルの住宅を建設することとし、うち7.5億平方メートルを第8次5カ年計画（1991～1995年）中に建設する予定である。

1990年から3年間わが国が協力した「都市型普及住宅プロジェクト」（研究協力）においては、住宅の設計基準を設定したが、これを住宅建設に実用化するためには、技術開発及び人材育成の体制を十分に整える必要がある。このため中国は、国内外の実用的な先進技術を総合的に利用して新しいタイプの住宅建設に必要な技術を研究開発すると同時に、住宅建設に必要な人材を育成する目的で「住宅新技術研究・人材育成センター」を設立することとし、わが国にプロジェクト方式技術協力を要請してきた。

この要請を受けて日本政府は、1994年10月24日～11月3日の日程で事前調査団を派遣し、本要請に対して、その背景・内容、中国側の実施態勢等を調査し、プロジェクト方式技術協力のスキームに照らして協力の可否とその妥当性を検討した。その結果、プロジェクトは新設される中国住宅新技術研究・人材育成センターを実施機関とし、住宅に関する新技術の研究と、新技術を普及する人材の育成を目的とすることとした。加えて1995年3月3日～3月31日の日程で長期調査を実施し、プロジェクトの協力内容の策定を行った。

今般、これら一連の調査結果に基づいて、技術協力実施に必要な諸事項（専門家派遣、研修員受入れ、機材供与、中国側人員配置、施設の整備）の詳細を中国側と協議し、合意に達すればR/Dに署名するとともに、協力計画の合意内容を暫定実施計画(TSI)として取りまとめ署名することを目的に、本実施協議調査団が派遣された。

## 1-2 調査団の構成

団長（総括）住宅部品 Leader, Housing Components	稗田 祐史 建設省住宅局住宅生産課長 Hieda Yushi Director, Housing Production Division, Housing Bureau, Ministry of Construction
住宅計画・設計 Planning and Design	森 民夫 建設省大臣官房付 Mori Tamio Ministry of Construction Senior officer, Ministry Secretarial, Ministry of Construction
人材育成 Training Program	保立 透 地域振興整備公団都市整備事業部部長代理 Hotate toru Vice Manager, Urban Development Construction Department, Japan Regional Development Corporation
住宅性能 Housing Performance	毛利 哲男 建設省住宅局建築指導課課長補佐 Mohri Tetsuo Assistant Director, Building Guidance Division, Housing Bureau, Ministry of Construction
協力企画 Cooperation Planning	神崎 義雄 国際協力事業団社会開発協力部社会開発第一課 Kanzaki Yoshio Deputy Director, First Technical Cooperation Division, Social Development Cooperation Department, JICA
通 訳 Interpreter	広瀬 万里 日本国際協力センター研修監理員 Hirose Mari Interpreter, Japan International Cooperation Center

1-3 調査日程表

日順	月日	曜日	移動及び業務
1	8. 7	月	10:10 東京→→→13:25 北京 (NH-905) 17:00 JICA事務所打合せ
2	8	火	11:00 日本大使館表敬 14:00 中国建設部表敬・協議 18:00 建設部招宴
3	9	水	9:10 建築技術研究院表敬 10:10 建築科学研究院表敬 14:00 建設部との協議
4	10	木	9:30 建設部との協議
5	11	金	9:30 建設部との協議 18:00 調査団答礼宴
6	12	土	14:00 団内打合せ、建設部科学技術司、合作処副処長及び建築技術 院副院長との協議
7	13	日	資料整理
8	14	月	9:30 建設部との協議
9	15	火	10:00 R/D署名 12:00 日本大使館報告 JICA事務所報告 18:00 建設部招宴 (人民大会堂)
10	16	水	15:00 北京→→→22:00 東京 (NH-906)

#### 1-4 主要面談者

##### 〈日本大使館〉

石原 康弘 二等書記官

##### 〈JICA中国事務所〉

熊岸 健治 所長

松本 丞史 所員

##### 〈中国国家科学技術委員会〉

王 遵 芳 国際合作司日本処

##### 〈中国建設部科学技術司〉

聶梅生 司長

唐美樹 副司長

夏心尤 合作処 副処長

陸怡 高級工程師

劉昀 高級工程師

饒斌 処長

##### 〈同外事司〉

龔沔生 司長代理

李逸定 処長

##### 〈中国建築技術研究院〉

叶耀先 院長

樊康 副院長

張軍 //

除貽諒 科技管理計画財務処処長

許宗仁 国際合作処処長

何少平 居住建築与設備研究所所長

韓毓芬 情報研究所通訳

##### 〈中国建築科学研究院〉

徐培福 院長

王有力 副院長

李朝旭 物理研究所所長

李茂坤 国際合作処処長

楊曉鷗 国際合作処プロジェクト責任者



〈哈尔滨建築大学〉

关柯 教授、所長

芦金鋒 講師

〈中国国家建築工程品質監督検査測定センター〉

王汉民 常務副主任



## 2. 総括

本調査団は調査期間中に中国建設部（科学技術司、外事司、建築技術研究院、建築科学研究院、（ハルビン＝哈爾濱建築大学）との協議を行い、日本側当初案に修正を加えたうえ、おおむね日本側R/D案で妥結し、8月15日、R/D、ミニッツ、暫定実施計画に署名した（附属資料参照）。

### (1) R/D、ミニッツにかかる主な変更点

#### 1) ハルビン建築大学の本プロジェクト住宅施工分野への参加（及び合同調整委員会構成メンバーへの参加）。

同大学は建設部の所属で、JICA研究協力「都市型普及住宅プロジェクト」の実施に際して大きな成果をあげるとともに、大学独自に当該分野の研修を実施する等、高い能力を持っている。中国側の追加要請があり、本プロジェクトへの貢献が期待され、また十分な受け入れ体制が確約されたので、日本側が参加に同意した。

#### 2) 合同調整委員会議長の変更

副部長（次官級）がこの種の委員会の議長になった前例がないとの中国国家科学技術委員会の指摘により、中国側が外事司司長（局長級）に変更するよう主張した。外事司は建設部における対外援助窓口で部内の調整能力が十分期待できることから、日本側が同意した。

#### 3) プロジェクトの活動の記述表現の変更

日本文及び英文で記述した「設計マニュアル」に関し、中国語ではマニュアル（手冊）は、個々の設計事務所で使用される設計手引き書を意味することから、活動内容を適切に表現する用語とするよう、中国側が主張。日本側も同意し、英文で“guidelines”日本文で「指針」と変更した。

また日本文及び中国文の記述中「設計規範」の表現が、中国語では技術的内容以外に行政的手続きを含むこととなるため、活動内容を適切に表現するよう、中国側が主張。日本側も同意し、英文で“standards”日本文及び中国文で「標準」とすることとした。

### (2) その他主要な論点

#### 1) 中国側は、本プロジェクトが技術移転ではなく共同研究であるとし、その旨の表現を主張したが、日本側から、プロジェクトの実施主体はあくまでも中国側であって日本側は側面的に協力するものであること、またプロジェクト技術協力のスキームは技術移転であることを説明し、中国側は了解した。

2) 中国側は、プロジェクト目標に人材育成のみならず研究開発を入れるよう主張した。

しかし日本側は、各活動分野において研究開発を行い、その成果に基づいて新センターで研修を実施し、その結果、人材を育成することが、本プロジェクトの目標である旨説明し、中国側は了解した。

3) 中国側は、中国側で建設中の新センターの完成時期を1997年10月末と説明した。しかし、日本側が、プロジェクトの進捗状況との関係上、より早期の完成を強く求めたところ、中国側は、1996年12月末までに工事を完了するよう、最善の努力をする旨回答した。(本件については、今後も注意深く、その進捗を注視する必要がある。)

4) 専門家の執務室提供に関して、新たにハルビン建築大学が加わる等、関係機関が増加したことから、日本側は新センターを含め各関係機関に関係分野専門家の執務室を用意するよう求めた。中国側は、新センターに関しては建設が進捗した段階で改めて協議したい旨主張し、双方協議の結果、ミニッツでは中国建築技術研究院のみ明示し、他は各関係機関と記載した。

### (3) 本協議で合意されたプロジェクト概要

1) 目的：プロジェクトにおいて開発された集合住宅の計画、設計、施工技術を有する人材が育成される。

2) 協力期間：1995年9月1日から5年間。

3) プロジェクトの活動：

#### a. 人材育成

住宅建設にかかる技術者等を育成するための組織・機構の構築、カリキュラムの開発・作成、研修の実施等。

#### b. 計画・設計

農村地域集住地区型集合住宅及び高齢者用集合住宅に関する実態の調査、設計指針の作成、モデル住宅設計図書の作成等。

#### c. 住宅需要予測

住宅建設量予測手法の確立、人口構成の変化に対応した住宅需要予測手法の確立等。

#### d. 住宅施工

施工技術の現状調査、施工管理技術マニュアルの作成等。

#### e. 住宅部品

厨房、衛生間等の住宅部品データベースの作成、厨房、衛生間の住宅部品の開発等。

#### f. 住宅性能

研究テーマごとの住宅性能試験方法の作成等。

#### 4) プロジェクトの投入

日本側 —— 専門家派遣：長期専門家、短期専門家

研修員受入れ

機材供与

中国側 —— 人材育成センターの建設

人材育成センターの用地、建物及び付帯施設の提供

カウンターパートの配置

ローカルコスト負担：機材の据えつけ・操作・保守管理費、機材・教材  
整備費、研修コース実施経費等

#### (4) 平成7年度日本側計画

##### 1) 専門家派遣

チーフアドバイザー、業務調整員を1995年9月に、住宅部品、計画・設計、住宅施工分野の長期専門家3名を1995年10月に、人材育成分野の長期専門家を1996年3月までに派遣することを表明した。

##### 2) 研修員受入れ

今年度中に、プロジェクトを統括する立場から理解を深めるための研修員受入れを表明した。



### 3. 討議議事録の交渉経緯

#### 3-1 交渉経緯

昨年の事前調査団や本年3月の長期調査の調査報告等をもとに、日本側案としてのR/D、ミニッツ及び暫定実施計画案を作成し、中国との協議に臨んだ。

協議は、1995年(平成7年)8月8日(火)から、日本側調査団と中国建設部の科学技術司、外事司、建築技術研究院、建築科学研究院、ハルビン建築大学の関係者全員が集まり実施した。

中国では、他に多くのプロジェクト方式技術協力のスキームによる技術協力を実施中であるが、中国建設部に対するこの種の技術協力は初めてである。このため、当該スキームについて、中国側へ再確認のための説明を行う等、時間を費やすこととなった。これらについての説明を含め、実施協議を通じて双方の理解が深まったと考える。

協議の過程において、中国側が建設する新センターの建設スケジュール、新センターの組織化の時期に関するミニッツの記述が論点となった。本プロジェクトの目標は、各活動分野で研究開発を行い、その成果を基に新センターで研修を実施し、その結果、人材が育成されることにあるため、新センターの建設スケジュール及び新センターの組織化の時期について注視していく必要がある。

なお、R/D等の調印は、当初予定どおり1995年8月15日(火)午前10時から、日本側実施協議調査団団長と中国側建設部科学技術司長(本プロジェクトの中国側総括責任者)との間で行われた。R/D等の内容についてはおおむね日本側の案で合意したが、協議における主な論点は3-2、3-3のとおりである。

#### 3-2 R/D等にかかる主な変更点

##### (1) ハルビン建築大学の本プロジェクト住宅施工分野への参加及び合同調整委員会構成メンバーへの参加について

中国側からR/D付表Ⅶの合同調整委員会の構成員、及びミニッツ別添2実施体制にハルビン建築大学を追加する旨の要請があり、日本側は、その理由について中国側へ確認し、検討した結果、以下の理由により日本側は同意した。

- 1) ハルビン建築大学は建設部所属の大学であり、中国における指導的な立場にある。
- 2) JICAの研究協力「都市型普及住宅プロジェクト」の実施機関の一つであり、同研究協力の成功に大きく貢献した。
- 3) 大学独自で住宅施工分野の研修を実施しており、同分野の高い能力を有しているとともに、教材の作成及び研修の運営に習熟しているため、本プロジェクトへの貢献が期待

できる。

4) 研究者を北京に駐在させるとともに、日本人専門家に対する十分な受け入れ体制が確約されたので、本プロジェクトの実施に支障がない。

(2) 合同調整委員会議長の変更について

中国側は、R/D付表Ⅶの合同調整委員会の議長について、副部長（次官級）がこの種の委員会の議長になった前例がないとの中国国家科学技術委員会の指摘に基づいて、外事司司长（局長級）に変更するよう主張した。外事司は建設部における対外援助窓口で、部内の調整能力が十分期待できることから、日本側はこれに同意した。

なお、合同調整委員会議長を副部長とすることについては、昨年10月の日本側事前調査団団長と中国建設部外事司副司长との間で結ばれた覚書に記述されており、今回の議長変更に際し、中国側は、副部長も本プロジェクトに実質的に関与する旨を表明した。

(3) 「プロジェクトの活動」の記述表現の変更

R/D付表Ⅰの基本計画の「プロジェクトの活動」等に用いる用語のうち、日本文及び英文で記述した「設計マニュアル」に関し、中国語ではマニュアル（手冊）は、個々の設計事務所で使用される設計手引き書を意味することから、活動内容を適切に表現する用語とするよう、中国側が主張した。日本側も同意し、英文で“guidelines”、日本文で「指針」と変更した。

また、日本文及び中国文の記述中「設計規範」の表現は、中国語では技術的内容以外に行政手続きを含むこととなるため、活動内容を適切に表現するよう中国側が主張した。日本側も同意し、英文で“standards”、日本文及び中国文で「標準」とすることとした。

### 3-3 その他の主要な論点

(1) 本プロジェクトの実施主体と日本側の立場について

中国側は、本プロジェクトが技術移転ではなく共同研究であるとし、その旨の表現を主張したが、日本側から、プロジェクトの実施主体はあくまでも中国側であって日本側は側面的に協力するものであること、またプロジェクト技術協力のスキームは技術移転であることを説明し、中国側は了解した。

(2) 本プロジェクトの目標の再確認について

中国側は、プロジェクト目標に人材育成のみならず研究開発を入れるよう主張した。しかし日本側は、各活動分野において研究開発を行い、その成果に基づいて新センターで研修を実施し、その結果、人材を育成することが、本プロジェクトの目標であると説明し、中国側は了解した。



(3) 中国側による新センターの建設及び組織化の時期について

ミニッツ別添5の新センター建設日程において、中国側は、新センターの完成時期は1997年10月末と説明した。しかし、日本側がプロジェクトの進捗との関係上、より早期の完成を強く求めたところ、中国側は、1996年12月末までに工事を完了するよう、最善の努力をする旨回答し、別添5に同スケジュールを記述した。

なお、昨年10月の日本側事前調査団は、中国建設部建築技術研究院から新センターは1995年12月完工予定であると確認していたが、建設予定地の居住者等の立ち退き交渉に予想以上の時間を要していること等のため、スケジュールが遅れているとの説明があった。新センター建設予定地の現地調査を行ったところ、既存建築物が一部取り除かれている状況であった。

また、中国側から、新センターの実質的な組織化はすぐに可能であるが、正式な組織化に当たっては、中国の組織に関する外部機関の了承が必要であり、現時点でミニッツに時期を明記することは困難である旨の説明があり、ミニッツの記述を「プロジェクトの実施に支障のないように可及的速やかに組織化される」とすることで、日本側は了解した。

なお、新センターの建設及び組織化は、本プロジェクトの根幹にかかわる事項の一つであり、今後も注意深く、その進捗を注視する必要がある。

(4) 日本人専門家の執務室について

専門家の執務室提供に関して、新たにハルビン建築大学が加わる等、関係機関が増加したことから、日本側は新センターを含め各関係機関に関係分野専門家の執務室を用意するよう強く求めた。中国側は、新センターに関しては建設が進捗した段階で改めて協議したい旨主張し、双方協議の結果、ミニッツで中国建築技術研究院のみ明示し、他は関係各機関と記載した。



## 4. プロジェクト実施上の留意点

### 4-1 実施体制

本プロジェクトは、中国建設部の所属機関として組織される「中国住宅新技術研究・人材育成センター」が実施することとなっているが、実質的には中国建設部直属の中国建築技術研究院、中国建築科学研究院、ハルビン建築大学が実施母体であり、これら各機関にまたがるプロジェクトとなっている。そのため、プロジェクトの総括責任者には、これらの機関を指導する立場にある中国建設部科学技術司長（聶梅生）が当たり、プロジェクトの実施責任者である本センター主任は中国建築技術研究院院長（葉耀先）が兼務する形をとっている。さらにプロジェクトの運営に当たっては、合同調整委員会及び運営委員会を設け、中国建設部の関連部局、関連機関及び日本側との調整を図りながら進めることとしている。

本センターの組織は新技術研究部門と人材育成部門に分かれ、それぞれテーマごとに室を設けることとしている。今回の実施協議では、カウンターパートとして各分野の責任者が確認されたが、センターの正式な設立期日については諸手続きの関係上明確にはされず、プロジェクトの実施に支障のないように可及的速やかに組織化されることを確認するにとどまった。また、人材育成部門の施設建設はまだ着手されていない状況である。

なお、本センターは予算の執行権を持つが、予算の決定権は建設部内に設けられる指導組織が持つということである。

以上を踏まえて、実施上留意すべき点を整理すると以下のとおりである。

- (1) 上記のように、本プロジェクトは実質的には中国建築技術研究院、中国建築科学研究院、ハルビン建築大学が実施母体になり、カウンターパートとなる各分野の責任者、実施担当者もこれら各機関の人員を当てることとなる。従って、プロジェクト実施に当たっては、関係各機関の間の密接な連携と調整が非常に重要であり、また、新たに組織されるセンターの指揮系統、予算執行、提供機材の活用、カウンターパートの専任性等について中国側のしっかりした体制づくりが不可欠である。特に、中国建設部の強力な調整力、指導力が求められるところである。そのため合同調整委員会及び運営委員会の積極的な活用を図るとともに、日本人専門家としても日頃から建設部及び各機関との情報交換、意志疎通に努めるべきであろう。
- (2) 人材育成部門の施設建設については1996年12月末完成という説明を受けているが、建設予定地が既成市街地の再開発地区であるという性格上、そのスケジュールには不確実な要素が含まれていると考えられる。しかし、人材育成は本プロジェクトの主要な目的であり、予定どおり施設を完成させることがプロジェクトの目標達成上不可欠の要件となっている。そのため中国側が施設建設に万全を期すよう、特に配慮する必要がある。

- (3) プロジェクトの実施サイトがテーマごとに分散されることが予想される。そのため中国建築技術研究院に長期専門家の拠点となる執務室を設け、連絡調整を図ることとしているが、短期専門家の拠点、各サイトでの長期及び短期専門家の執務室は未確定の状態である。プロジェクト実施に当たっては、これら必要な執務室を確保するとともに、サイトが分かれる日本人専門家間の連絡調整にも留意する必要がある。

#### 4-2 実施計画

暫定実施計画について、日本側から内容を順次説明し、基本的に日本案で合意された。変更点は、新センターの完工時期についてのみであり、中国側との協議の結果、1995年12月から1996年12月に変更することで合意した。

なお、交渉経過については、3-3(3)を参照のこと。

##### (1) 日本側の平成7年度実施計画

###### ① 長期専門家派遣計画

1995年 9月	チーフアドバイザー、業務調整員の2名を派遣
10月	住宅分野、計画・設計、住宅施工分野の3名を派遣
1996年 3月	人材育成分野の長期専門家を派遣

なお、日本側が、1995年8月31日までにA1フォームを提出することを申し入れ、中国側は了承した。

###### ② 短期専門家

派遣予定なし。

###### ③ カウンターパート研修の日本受入れ

本年度1名の予定（日本側は、本プロジェクトを統括する立場から理解を深めるための研修員受け入れを表明した。詳細については、チーフアドバイザー赴任後に中国側と調整。）

###### ④ 機材供与

本プロジェクトの5年間の機材供与総額は、3億円を超えない額となる見込みを伝え、7年度の機材供与の詳細については、長期専門家赴任後、中国側と調整した上で決定する旨を伝えた。

##### (2) 中国側の平成7年度実施計画

###### ① 建物、設備等

ミニッツに基づく建築技術研究院等での所要執務スペース等の確保及び必要なローカルコストの負担

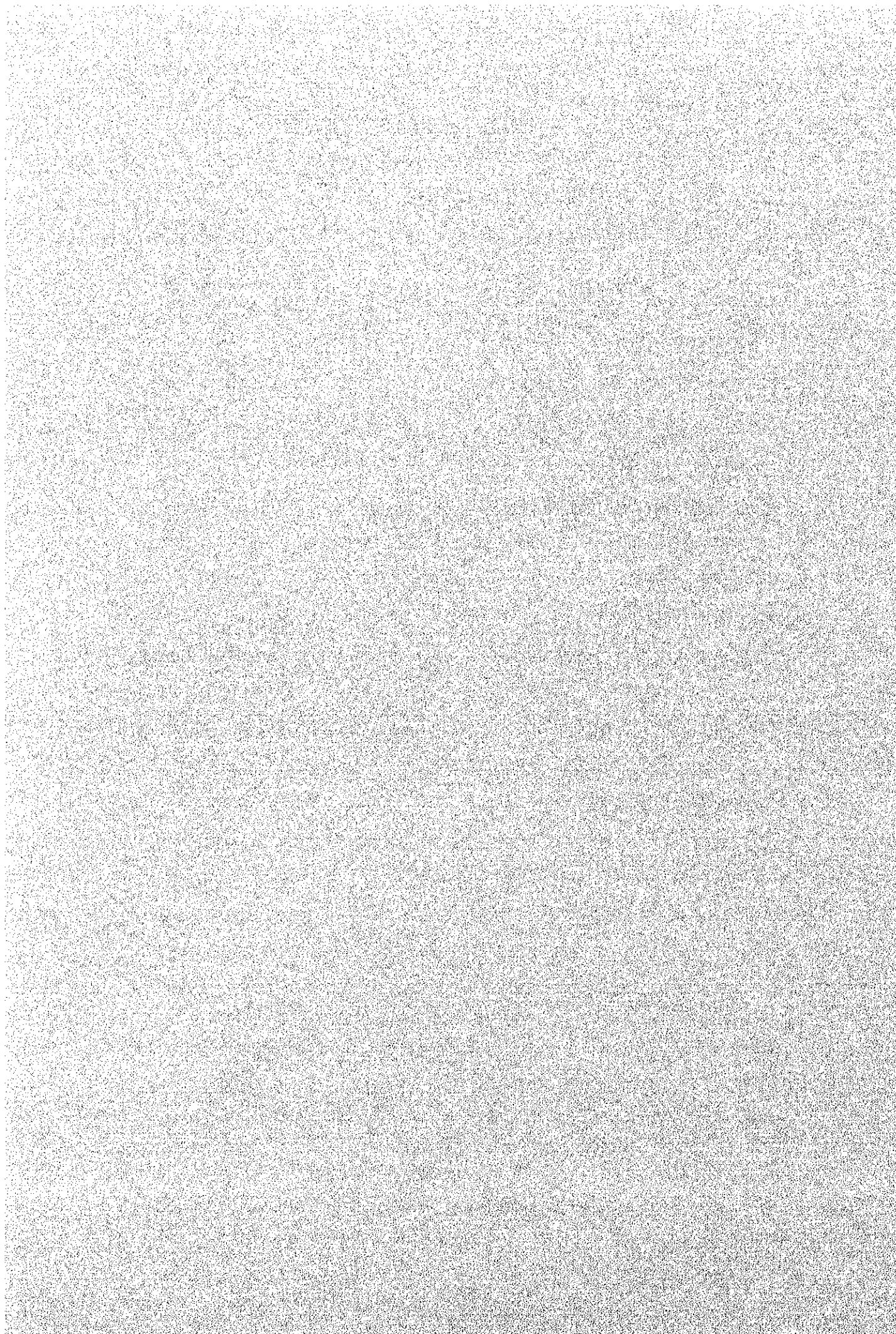
###### ② カウンターパートの配置

中国側は1995年9月1日までに、カウンターパートを配置することを表明した。



## 附 属 資 料

① 討議議事録(R/D)	
暫定実施計画(TSI)-英語 .....	21
② 討議議事録(R/D)	
暫定実施計画(TSI)	
討議議事録覚書-日本語 .....	35
③ 同 上 - 中国語 .....	61
④ 長期調査報告書 .....	87





① 討議議事録 (R/D)・暫定実施計画 (TSI) - 英語

THE RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE JAPANESE  
IMPLEMENTATION SURVEY TEAM AND THE  
AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF  
THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA  
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION  
FOR THE PROJECT ON RESEARCH AND TRAINING CENTER ON NEW TECHNOLOGY  
FOR HOUSING IN THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

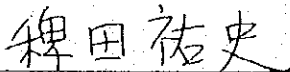
The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr. Yushi Hieda, visited the People's Republic of China for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the Project on Research and Training Center on New Technology for Housing in the People's Republic of China.

During its stay in the People's Republic of China, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Chinese authorities concerned in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above-mentioned Project.

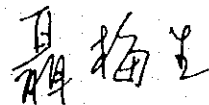
As a result of the discussions, the Team and the Chinese authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Done in duplicate in Japanese, Chinese and English languages, each text is considered equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

Beijing, August 15th, 1995



Mr. Yushi HIEDA  
Leader,  
Implementation Survey Team,  
Japan International Cooperation Agency  
Japan



Ms. Nie Meisheng  
Director-General,  
Department of Science and Technology,  
Ministry of Construction  
The People's Republic of China

## THE ATTACHED DOCUMENT

### I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of the People's Republic of China will implement the Project on Research and Training Center on New Technology for Housing (hereinafter referred to as "the Project") in cooperation with the Government of Japan.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

### II. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take, at its own expense, the following measures through JICA according to the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.

#### 1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

The Government of Japan will provide the services of the Japanese experts as listed in Annex II.

#### 2. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

The Government of Japan will provide such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in Annex III. The Equipment will become the property of the Government of the People's Republic of China upon being delivered C.I.F. to the Chinese authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation.

#### 3. TRAINING OF CHINESE PERSONNEL IN JAPAN

The Government of Japan will receive the Chinese personnel connected with the Project for technical training in Japan.

### III. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

1. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of Japanese technical cooperation, through the full and active involvement in the Project by all related authorities, beneficiary groups and institutions.
2. The Government of the People's Republic of China will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Chinese nationals as a result of the Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of the People's Republic of China.
3. The Government of the People's Republic of China will grant in the People's Republic of China privileges, exemptions and benefits as listed in Annex IV and will grant privileges, exemptions and benefits no less favorable than those granted to experts of third countries or international organizations performing similar missions to the Japanese experts referred to in

俾

頁

II-1 above and their families.

4. The Government of the People's Republic of China will ensure that the Equipment referred to in II-2 above will be utilized effectively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.
5. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Chinese personnel from technical training in Japan will be utilized effectively in the implementation of the Project.
6. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures to provide at its own expense :
  - (1) Services of the Chinese personnel as listed in Annex V ;
  - (2) Land, buildings and facilities as listed in Annex VI ;
  - (3) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided through JICA under II-2 above ;
  - (4) Means of transport for the Japanese experts for official travel within the People's Republic of China and allowances within Beijing City ;
  - (5) Suitably furnished accommodation for the Japanese experts and their families.
7. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures to meet :
  - (1) Expenses necessary for the transportation within the People's Republic of China of the Equipment referred to in II-2 above as well as for the installation, operation and maintenance thereof ;
  - (2) Customs duties, internal taxes and any other charges, imposed in the People's Republic of China on the Equipment referred to in II-2 above ;
  - (3) Running expenses necessary for the implementation of the Project.

#### IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. Director-General of the Department of Science and Technology, Ministry of Construction, as the Project Director, will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project.
2. Director of the Research and Training Center on New Technology for Housing (Director of the China Building Technology Development Center), as the Project Manager, will be responsible for the managerial and technical matters of the Project.
3. The Japanese Chief Advisor will provide necessary recommendations and advice to the

俾

22

Project Director and the Project Manager on any matters pertaining to the implementation of the Project.

4. The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to the Chinese counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.
5. For the effective and successful implementation of technical cooperation for the Project, a Joint Coordinating Committee will be established whose functions and composition are described in Annex VII.

#### V. JOINT EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by the two Governments through JICA and the Chinese authorities concerned, (at the middle and) during the last six months of the cooperation term in order to examine the level of achievement.

#### VI. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of the People's Republic of China undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the People's Republic of China except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

#### VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

#### VIII. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING AND SUPPORT TO THE PROJECT

For the purpose of promoting the support of the people of the People's Republic of China to the Project, the Government of the People's Republic of China will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of the People's Republic of China.

#### IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be five(5) years from September 1st, 1995.

稗

71  
22

## ANNEX I MASTER PLAN

### 1. Objective of the Project

#### (1) Super Goal

To provide the citizens of the People's Republic of China with practical, hygienic, and high-quality multi-story residential buildings.

#### (2) Overall Goal

To disseminate technologies developed in the Project.

#### (3) Project Purpose

To educate engineers capable of using technologies related to planning, design, and construction for the multi-story residential buildings developed at the Project.

### 2. Outputs of the Project

(1) To establish organizations and functions at the center.

(2) To improve techniques for designing rural multi-story residential buildings and multi-story residential buildings for the aged.

(3) To develop methods for estimating housing demand.

(4) To improve construction management techniques.

(5) To improve housing components for bathrooms, kitchens.

(6) To improve methods for testing housing performance.

### 3. Activities of the Project

#### (1) Educational Program

a. To establish organizations and structures.

b. To secure counterpart personnel.

c. To develop curricula.

d. To conduct seminars.

#### (2) Planning and Design

(Rural multi-story residential buildings)

a. To conduct a fact-finding survey.

b. To draft design guidelines.

c. To research technology for facilities.

d. To produce design guidelines.

e. To prepare educational materials.

f. To draft design standards.

g. To prepare design documents for prototype rural multi-story residential buildings based on the draft design standards.

(Multi-story residential buildings for the aged)

a. To conduct a fact-finding survey.

b. To draft design guidelines.

c. To research technology for facilities.

d. To produce design guidelines.

e. To prepare educational materials.

f. To draft design standards.

g. To prepare design documents for prototype multi-story residential buildings for the aged based on the draft design standards.

釋

7  
22

(3) Estimating Housing Demand

- a. To analyze Japanese Planning methods for 5-year housing construction.
- b. To establish methods for estimating the necessary amount of housing construction.
- c. To establish methods for estimating housing demand in response to demographic shifts.
- d. To prepare educational materials.

(4) Housing Construction

- a. To conduct a fact-finding survey.
- b. To draft construction management manuals.
- c. To conduct an on-site trial and prepare an evaluation report.
- d. To produce manuals for construction management.
- e. To prepare educational materials.

(5) Housing Components

- a. To research plumbing and other connections.
- b. To create database on housing components for bathrooms, kitchens and etc.
- c. To develop housing components for bathrooms and kitchens.
- d. To prepare educational materials.

(6) Housing Performance Design

- a. To improve methods for testing housing performance for each research theme.
- b. To prepare educational materials.

4. Japanese Technical Cooperation

The Government of Japan will assist the Government of the People's Republic of China in carrying out the activities, which are described in paragraph 3 above.

俾

71  
RR

## ANNEX II LIST OF JAPANESE EXPERTS

### 1. Long-Term Experts

- (1) Chief Advisor
- (2) Coordinator
- (3) Long-Term Experts in the following technical fields
  - a. Educational Program
  - b. Planning and Design
  - c. Estimating Housing Demand
  - d. Housing Construction
  - e. Housing Components
  - f. Housing Performance Design

Note: Chief Advisor may be in charge of one of the above-mentioned technical fields of the long-term experts, if necessary.

Technical experts may be in charge of more than two technical fields in the above.

### 2. Short-Term Experts

Short-term experts will be dispatched, if necessary, in the following technical fields;

- (1) Educational Program
- (2) Planning and Design
- (3) Estimating Housing Demand
- (4) Housing Construction
- (5) Housing Components
- (6) Housing Performance Design

Note: Field, number and term of assignment of short-term experts will be decided in consideration of the progress of the Project through mutual consultations in each Japanese fiscal year.

稗

夏

### ANNEX III LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. Equipment for Educational Program
2. Equipment for Planning and Design
3. Equipment for Estimating Housing Demand
4. Equipment for Housing Construction
5. Equipment for Housing Components
6. Equipment for Housing Performance Design

Note: 1. The above-mentioned equipment is limited to the equipment necessary for the transfer of technology by the Japanese experts.

2. Contents, specification and quantity of the above-mentioned equipment will be decided through mutual consultations within the allocated budget for the Japanese fiscal year.

稗

11  
02



ANNEX IV PRIVILEGES, EXEMPTION AND BENEFITS FOR JAPANESE EXPERTS

1. The Government of the People's Republic of China will exempt the Japanese experts and their families from income taxes and charges of any kinds imposed on or in connection with the living allowances remitted from abroad in relation to the implementation of the Project.
2. The Government of the People's Republic of China will exempt the Japanese experts and their families from import and export duties and any other charges imposed on personal articles and equipment necessary for the implementation of the Project, which may be brought in from abroad to or taken out of the People's Republic of China.
3. The Government of the People's Republic of China will offer medical services and facilities for the Japanese experts and their families.

俾

政

ANNEX V LIST OF CHINESE COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. Project Director
2. Project Manager
3. Counterpart personnel for each following field;
  - (1) Educational Program
  - (2) Planning and Design
  - (3) Estimating Housing Demand
  - (4) Housing Construction
  - (5) Housing Components
  - (6) Housing Performance Design
5. Administrative Personnel (including staffs for Japanese experts)
  - (1) Chief and staff of administration section
  - (2) Secretaries
  - (3) Interpreters
  - (4) Typists
  - (5) Drivers
  - (6) Guards
  - (7) Staff for equipment operation and maintenance
  - (8) Other staff necessary for the implementation of the Project

俾

日  
双

ANNEX VI - LIST OF LAND, BUILDINGS AND FACILITIES

1. Necessary land, buildings and facilities for the implementation of the Project.
2. Buildings and facilities necessary for the installation and storage of the equipment provided by the Government of Japan.
3. Suitable office rooms and any other facilities necessary for the Japanese chief advisor, coordinator and other experts.

稗

JL  
JR

## ANNEX VII JOINT COORDINATING COMMITTEE

### 1. Functions

The Joint Coordinating Committee will meet at least once a year and whenever necessity arises. The functions of the Joint Coordinating Committee are as follows:

- (1) To settle on an annual work plan of the Project in line with the tentative implementation schedule formulated under the framework of the Record of Discussions;
- (2) To review the overall progress of the technical cooperation program of the Project based on the annual work plan and to make recommendations and advice for the effective implementation of the Project;
- (3) To exchange views on major issues arising from or in connection with the technical cooperation program of the Project.

### 2. Composition

#### (1) Chairperson

Director-General of Department of International Relations, Ministry of Construction, the People's Republic of China

#### (2) Chinese side

Representatives of Department of Science and Technology, Ministry of Construction  
Representatives of Department of International Relations, Ministry of Construction  
Representatives of Department of Planning and Financing, Ministry of Construction  
Representatives of Department of Geotechnics and Designing, Ministry of Construction  
Representatives of Department of Standards and Norms, Ministry of Construction  
Representatives of Department of Real Estate Industry, Ministry of Construction  
Representatives of Policy Research Center, Ministry of Construction  
Representatives of Harbin University of Architecture and Engineering  
Representatives of China Academy of Building Research  
Representatives of China Building Technology Development Center  
Representatives of Research and Training Center on New Technology for Housing  
Other members to be designated by the chairperson

#### (3) Japanese side

Chief Advisor

Coordinator

Other Japanese expert(s) appointed by the Chief Advisor

Members of the missions dispatched by JICA

Representatives of the JICA office in the People's Republic of China

Note: Official(s) of the Embassy of Japan in the People's Republic of China may attend the Joint Coordinating Committee meetings as observer(s).

稗

1  
22

TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION  
OF  
THE PROJECT ON RESEARCH AND TRAINING CENTER ON NEW TECHNOLOGY FOR  
HOUSING

The Japanese Implementation Survey Team and the Chinese Authorities Concerned have jointly formulated the Tentative Schedule of Implementation of the Project on Research and Training Center on New Technology for Housing as annexed hereto. This has been formulated in connection with I-2 of the Attached Document of the Record of Discussions signed between the Japanese Implementation Survey Team and the Chinese Authorities Concerned for the Project on Research and Training Center on New Technology for Housing on the conditions that the necessary budget will be allocated for the implementation of the Project by both sides, and that the Schedule is subject to change within the framework of the Record of Discussions when the need arises in the course of the Project's implementation.

Done in duplicate in the Japanese, Chinese and English language, each text is considered equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

Beijing, August 15th 1995

稗田祐史

Mr. Yushi HIEDA  
Leader,  
Implementation Survey Team,  
Japan International Cooperation Agency  
Japan

聂梅生

Ms. Nie Meisheng  
Director-General,  
Department of Science and Technology,  
Ministry of Construction  
The People's Republic of China

TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION OF THE PROJECT ON RESEARCH AND TRAINING CENTER ON NEW TECHNOLOGY FOR HOUSING

Input/Fiscal Year	1995/09~1996/03	1996/04~1997/03	1997/04~1998/03	1998/04~1999/03	1999/04~2000/03	2000/04~2000/8	Remarks
Year	Firs Year	Second Year	Third Year	Fourth Year	Fifth Year	2000/8/31	
Term of Technical Cooperation (Japanese Side)	95/9/1						
1) Dispatch of Japanese Experts	95/9						
1) Long-Term Experts							
• Chief Advisor							
• Coordinator							
• Training Program / Housing Performance Design							
• Planning and design / Estimating housing demand							
• Housing Construction							
• Housing Components							
2) Short-Term Experts		○	○	○	○	○	as necessary
2) Training of Counterpart Personnel in Japan	○	○	○	○	○	○	
3) Provision of Machinery and Equipment		☆	☆	☆	☆	☆	Mark"☆" stands the schedule of the arrival of equipment.
Dispatch of Survey Team of China		▲				▲	Mark"▲" stands for the schedule of the dispatch of the Mission
		Planning and Consultation		Advisory		Evaluation	
(Chinese Side)		96/12					
1) Construction of the Center							
2) Assignment of Counterpart personnel	95/9						
3) Allocation of local cost							

Note: This Schedule is formulated tentatively on the assumption that necessary budget will be acquired by both sides.  
This Schedule is subject to change within the scope of the "Record of Discussions", if the need arises during the course of the Project's implementation.

② 討議議事録 (R/D)・暫定実施計画 (TSI)・討議議事録覚書—日本語

中国住宅新技術研究・人材育成センタープロジェクトのための技術協力に関する日本側実施協議調査団と中華人民共和国側関係当局との討議議事録

国際協力事業団（以下「JICA」という。）が組織し、稗田祐史を団長とする日本側実施協議調査団（以下「調査団」という。）は中華人民共和国における中国住宅新技術研究・人材育成センタープロジェクトについての技術協力計画の詳細を策定するため、中華人民共和国を訪問した。

中華人民共和国滞在期間中、調査団は上記プロジェクトの有効な実施のために両国政府がとるべき必要な措置に関して中華人民共和国側関係当局と意見を交換し、一連の討議を行った。

討議の結果、調査団と中華人民共和国側関係当局はそれぞれの政府に対し、附属文書に記載する諸事項について勧告することに同意した。

本書は等しく正文である日本語、中国語並びに英語により各2通を作成した。解釈に相違が生じた場合には、英語の本文によるものとする。

北 京 市

1995年8月15日

稗田祐史

稗 田 祐 史  
実施協議調査団 団長  
国際協力事業団  
日 本 国

聶梅生

聶 梅 生  
科学技術司 司長  
建設部  
中華人民共和国

## 附属文書

### I. 両国政府間の協力

1. 中華人民共和国は、日本国政府の協力を得て中国住宅新技術研究・人材育成センタープロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を実施する。
2. プロジェクトは付表Iにある基本計画に従い実施される。

### II. 日本国政府のとりべき措置

日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、日本国政府の負担において、日本国政府の技術協力計画の通常の手続きに基づき、JICAを通じて以下の措置をとる。

#### 1. 日本人専門家の派遣

日本国政府は、付表IIの日本人専門家の役務を提供する。

#### 2. 機材供与

日本国政府は、付表IIIのプロジェクトの実施に必要な資材、機材（以下「機材」という。）を供与する。機材は、陸揚港及び（又は）空港において中華人民共和国側関係当局へC. I. F. 建てで引渡された時点で、中華人民共和国政府の財産となる。

#### 3. 研修員受入

日本国政府は、日本国における技術研修のためプロジェクトに関係する中国側研修員を受入れる。

### III. 中華人民共和国政府のとりべき措置

1. 中華人民共和国政府は、関係当局と受益集団、団体をプロジェクトに十分かつ積極的に取り込むことを通じて、日本の技術協力実施中および終了後に、プロジェクトの主体的運営および自立性を確保するために必要な措置をとる。
2. 中華人民共和国政府は、日本との技術協力の成果として中国側が習得した技術及び、知識を中華人民共和国の経済的および社会的発展に寄与させる。
3. 中華人民共和国政府は、上記II-1項にいう日本人専門家およびその家族に対し、中華人民共和国における付表IVの特権、免除および便宜ならびに同様の任務を遂行中の他国の専門家または国際機関の専門家と同等の特権、免除および便宜を与える。
4. 中華人民共和国政府は、上記II-2項でいう機材が付表IIの日本人専門家との協議に基づきプロジェクトの実施のために有効に使用されることを保証する。
5. 中華人民共和国政府は中国側研修員が日本国における技術研修から得た知識及び経験がプロジェクトの実施に有効に利用されることを保証するため必要な措置をとる。

稗

7/22



6. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法令に従い、以下のものを中華人民共和国政府の負担において提供するため必要な措置をとる。

- (1) 付表Vの中国側人員の役務
- (2) 付表VIの土地、建物および付帯施設
- (3) 上記II-2のJICAを通じて供与される機材以外で、プロジェクト実施に必要な機械、装置、器具、車両、工具、スペアパーツおよびその他の部品の調達もしくは交換
- (4) 中華人民共和国国内における日本人専門家の公務出張に対する交通の便宜および北京市内の交通費
- (5) 日本人専門家およびその家族に対する適当な家具付住居施設

7. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法令に従い、以下の経費を中華人民共和国政府の負担において支出するため必要な措置をとる。

- (1) 上記II-2の機材の中華人民共和国国内における輸送、据付け、操作及び維持に必要な経費
- (2) 上記II-2の機材に対して中華人民共和国国内において課される関税、国内税及びその他の財政課徴金
- (3) プロジェクトの実施に必要なすべての運営経費

#### IV. プロジェクト管理

1. プロジェクトの総括責任者である中華人民共和国建設部科学技術司長は、プロジェクトの運営及び実施について包括的な責任を負う。
2. プロジェクトの実施責任者である中国住宅新技術研究・人材育成センター主任（中国建築技術研究院院長兼任）は、プロジェクトの管理及び技術の諸事項について責任を負う。
3. 日本側チーフアドバイザーは、プロジェクトの総責任者及び実施責任者に対しプロジェクトの実施に関する諸事項について必要な提言及び助言を与える。
4. 日本人専門家は中国側カウンターパートに対してプロジェクトの実施に関して必要な技術的事項について指導及び助言を与える。

稗

夏

5. プロジェクトに対する技術協力を効果的かつ成功裡に実施するため、付表VIIの機能及び構成をもつ合同調整委員会を設置する。

V. 合同評価

プロジェクト目的の達成度を確認するため、(中間および)協力期間終了6ヶ月前に JICAと中華人民共和国側関係機関を通じ、両国政府合同でプロジェクトの評価を実施する。

VI. 日本人専門家に対する請求

中華人民共和国政府は、プロジェクトに対する技術協力に従事する日本人専門家の中華人民共和国国内における職務の遂行に起因し、その遂行中に発生し、またはその他その遂行に関連して日本人専門家に対する請求が生じた場合には、その請求に関する責任を負う。ただし、日本人専門家の故意または重大な過失から生じた請求については、この限りではない。

VII. 相互協議

両国政府は、この附属文書からまたはそれに関連して生じるいかなる主要事項についても相互に協議を行う。

VIII. プロジェクトへの理解と支援の促進

中華人民共和国政府は、プロジェクトに対する中華人民共和国国民の支援を促進する目的で、中華人民共和国国民に対するプロジェクトの広報のために適切な措置を取る。

IX. 協力期間

この附属文書に基づくプロジェクトの技術協力期間は、1995年9月1日より5年間とする。

稗

71  
82

付表I 基本計画

1. プロジェクトの目標

(1) スーパーゴール

中華人民共和国人民に対し、実用的、衛生的、かつ、良質な住宅が整備される。

(2) 上位目標

プロジェクトにおいて開発された技術が普及する。

(3) プロジェクトの目的

プロジェクトにおいて開発された集合住宅の計画、設計、施工技術を有する人材が育成される。

2. プロジェクトの成果

1. 住宅新技術研究・人材育成センターの組織と機能が確立される。
2. 農村地域集住地区型集合住宅と高齢者用集合住宅の設計技術が改善される。
3. 住宅需要予測手法が開発される。
4. 施工管理技術が改善される。
5. 厨房・衛生間の住宅部品が改善される。
6. 住宅性能試験方法が改善される。

3. プロジェクトの活動

(1) 人材育成

- a. 組織・機構の構築
- b. 必要な人員の確保
- c. カリキュラムの開発、作成
- d. 研修の実施

(2) 計画・設計

〈農村地域集住地区型集合住宅〉

- a. 農村地域集住地区型集合住宅の実態調査
- b. 設計指針案の作成

稗

頁

- c.設備技術の研究
- d.設計指針の作成
- e.教材の作成
- f. 設計標準案の作成
- g.標準案に基づいたモデル住宅設計図書を作成

〈高齢者用集合住宅〉

- a.高齢者用集合住宅の実態調査
- b.設計指針案の作成
- c.設備技術の研究
- d.設計指針の作成
- e.教材の作成
- f. 設計標準案の作成
- g. 標準案に基づいたモデル住宅設計図書を作成

(3) 住宅需要予測

- a.日本の住宅建設5ヵ年計画における手法の分析
- b.住宅建設量予測手法の確立
- c.人口構成の変化に対応した住宅需要予測手法の確立
- d.教材の作成

(4) 住宅施工

- a.施工技術の現状調査
- b.施工管理技術マニュアル案の作成
- c.実際の現場での試行及び評価報告書の作成
- d.施工管理技術マニュアルの作成
- e.教材の作成

(5) 住宅部品

- a.インターフェイスの研究

俾

1  
双

b. 厨房・衛生間等の住宅部品データベースの作成

c. 厨房・衛生間の住宅部品の開発

d. 教材の作成

(6) 住宅性能

a. 研究テーマごとの住宅性能試験方法の作成等

b. 教材の作成

#### 4. 日本国の技術協力

日本国政府は中華人民共和国政府の上記3に掲げる活動の実施に対し、協力する。

稗

夏

付表II 日本人専門家リスト

1. 長期専門家

- (1) チーフアドバイザー
- (2) 業務調整員
- (3) 以下の技術分野の専門家
  - a. 人材育成
  - b. 計画・設計
  - c. 住宅需要予測
  - d. 住宅施工
  - e. 住宅部品
  - f. 住宅性能

(注) チーフアドバイザーは必要に応じて、上記のいずれかの技術分野の専門家を兼務する。

技術分野の専門家は上記の2分野以上を兼務することがある。

2. 短期専門家

必要に応じて、以下の分野の短期専門家を派遣する。

- (1) 人材育成
- (2) 計画・設計
- (3) 住宅需要予測
- (4) 住宅施工
- (5) 住宅部品
- (6) 住宅性能

(注) 短期専門家の指導分野、人数及び期間については、日本の会計年度ごとに日中双方で協議の上、プロジェクトの進捗状況を考慮して決定される。

稗

11  
522

付表III 機材リスト

1. 人材育成分野に必要な機材
2. 計画・設計分野に必要な機材
3. 住宅需要予測分野に必要な機材
4. 住宅施工分野に必要な機材
5. 住宅部品分野に必要な機材
6. 住宅性能分野に必要な機材

(注) 1. 上記機材は、日本人専門家が専門分野の技術移転を行う為に必要な機材に限る。  
2. 上記機材の機種、仕様及び数量については、日本の会計年度ごとに日中双方で協議の上、日本側の予算に応じて決定される。

稗

7  
32

付表IV 日本人専門家に対する特権

1. 中華人民共和国政府は、日本人専門家及びその家族に海外から送金された報酬に対する、またはそれに関連して課せられる所得税及びその他課徴金を免除する。
2. 中華人民共和国政府は、日本人専門家及びその家族が持ち込む又は持ち出す個人的使用品並びに業務に関連する機材に対する関税その他の課徴金を免除する。
3. 中華人民共和国政府は、日本人専門家及びその家族に対し、医療の便宜を提供する。

稗

夏  
双



付表V 中国側カウンターパート並びに事務局職員リスト

1. プロジェクトの総括責任者
2. プロジェクトの実施責任者
3. 以下の分野のカウンターパート
  - (1) 人材育成
  - (2) 計画・設計
  - (3) 住宅需要予測
  - (4) 住宅施工
  - (5) 住宅部品
  - (6) 住宅性能
4. 事務局職員（日本人専門家室配置の職員も含む）
  - (1) 管理部門のチーフと職員
  - (2) 秘書
  - (3) 通訳
  - (4) タイピスト
  - (5) 運転手
  - (6) 警備員
  - (7) 機材の運転・保守要員
  - (8) その他の職員

稗

7  
22

付表VI 土地、建物並びに付帯施設リスト

1. プロジェクトの実施に必要な用地、建物及び付帯施設
2. 日本国政府から供与される機材の据え付け及び保管に必要な建物及び付帯施設
3. チーフアドバイザー、業務調整員及びその他の専門家のための適切な事務室及び必要施設

稗

夏  
双

## 付表VII 合同調整委員会

### 1. 機能

合同調整委員会は、以下の機能を持ち、少なくとも年に1回、また必要が生じた時に開催する。

- (1) 本討議議事録（R/D）の枠内で策定された暫定実施計画に沿って、プロジェクトの年次計画を策定する。
- (2) 年次計画に基づき技術協力計画全体の進捗状況を検討し、プロジェクトの有効な実施のための提言及び助言を与える。
- (3) 技術協力計画から生じる、または技術協力計画に関連する主要事項について討議し、意見交換を行う。

### 2. 構成

#### (1) 議長

中国建設部外事司司長

#### (2) 中国側

建設部科学技術司の代表  
建設部外事司の代表  
建設部総合計画財務司の代表  
建設部設計管理司の代表  
建設部標準定額司の代表  
建設部房地産業司の代表  
建設部政策研究中心の代表  
ハルビン建築大学の代表  
中国建築科学研究院の代表  
中国建築技術研究院の代表  
中国住宅新技術研究・人材育成センターの代表  
その他議長が特に指名する者

#### (3) 日本側

チーフアドバイザー  
業務調整員  
チーフアドバイザーが特に指名する専門家  
JICAから派遣される調査団員  
JICAの中国事務所代表

(備考) 在中国日本大使館員は、合同調整委員会にオブザーバーとして出席できる。

俾

夏

## 中国住宅新技術研究・人材育成センタープロジェクトに関する暫定実施計画

日本側実施協議調査団と中華人民共和国側関係当局は共同で別添のとおり中国住宅新技術研究・人材育成センタープロジェクトの暫定実施計画を作成した。

この暫定実施計画は、日本側実施協議調査団と中華人民共和国側関係当局との間で中国住宅新技術研究・人材育成センタープロジェクトの実施に必要な予算が双方において確保されることを前提として合意した討議議事録の附属文書I-2に基づき策定された。本計画はプロジェクトの実施過程において必要が生じた際、討議議事録の枠内で変更されるものとする。

本書は等しく正文である日本語、中国語並びに英語により各2通を作成した。解釈に相違が生じた場合には、英語の本文によるものとする。

北 京 市

1995年8月15日

稗田祐史

稗 田 祐 史

実施協議調査団 団長

国際協力事業団

日 本 国

聶梅生

聶 梅 生

科学技術司 司長

建設部

中華人民共和国

中国住宅新技術研究・人材育成センタープロジェクト暫定実施計画

投入/年次	1995/09～1996/03				1996/04～1997/03				1997/04～1998/03				1998/04～1999/03				1999/04～2000/03				2000/04～2000/08				備考
	1年目				2年目				3年目				4年目				最終年								
協力期間	95/09/01																2000/08/31								
(日本側) 1. 日本人専門家の派遣 1) 長期専門家 ・チーフアドバイザー ・業務調整員 ・人材育成/住宅性能 ・計画・設計/需要予測 ・住宅施工 ・住宅部品	95/09				○				○				○				○				○	必要に応じ			
2) 短期専門家	○				○				○				○				○				○	☆は機材到着計画 時期を示す			
3. 機材供与	○				☆				☆				☆				☆				☆	▲は調査団派遣 画時期を示す			
4. 調査団の派遣	▲				▲				▲				▲				▲				▲	評価			
(中国側) 1. センター建設	96/12				96/12				96/12				96/12				96/12								
2. カウンターパート配属	95/09				95/09				95/09				95/09				95/09								
3. コーカルコスト負担	95/09				95/09				95/09				95/09				95/09								

注：本計画は、両国政府において必要な予算措置が執られることを前提として暫定的に作成されたものである。  
本計画は、本プロジェクトの実施過程で必要が生じた場合、討議議事録の枠内で変更される。

中国住宅新技術研究・人材育成センタープロジェクトのための  
技術協力に関する討議議事録覚書

日本側実施協議調査団と中華人民共和国側関係当局は、相互に合意し、中国住宅新技術研究・人材育成センタープロジェクト（以下「プロジェクト」という。）のための技術協力に関する討議議事録（以下「R/D」という。）に署名した。

附属文書には、R/Dに規定されたいくつかの特定の事項を明確化するために、双方により了解された内容を記録する。

北 京 市

1995年8月15日

稗田祐史

稗 田 祐 史

実施協議調査団 団長

国際協力事業団

日 本 国

聶梅生

聶 梅 生

科学技術司 司長

建設部

中華人民共和国

## 附属文書

### I. プロジェクト管理

1. 調査団は、日本のプロジェクト方式技術協力においては、効率的・効果的なプロジェクトの運営管理および評価を行うために、通常、プロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM) を導入している旨説明した。

双方は、協議の結果、以下の了解のもとに本プロジェクトにPDMを導入することに同意した。本プロジェクトのPDMは別添1のとおりとする。

(1) PDMは、プロジェクトの技術協力についての認識を明確にするものであり、プロジェクトの目的達成に向けての論理的なステップを表すマトリックスである。

(2) PDMは、R/Dの枠内で作成され、双方の同意に基づき、プロジェクトの進捗状況に応じて柔軟に改善されるものである。

### 2. プロジェクトの組織

双方は、別添2の本プロジェクトの実施体制を確認した。

双方は、中国住宅新技術研究・人材育成センターは建設部所属の組織であり、プロジェクトの実施に支障のない様に可及的速やかに組織化されることを確認した。

### 3. 運営委員会の開催

中国住宅新技術研究・人材育成センター運営委員会 (常設) は、プロジェクトに対し助言を行うとともに中国住宅新技術研究・人材育成センター、中国建築技術研究院、中国建築科学研究院及びハルビン建築大学間の調整及び管理を行う。双方は、運営委員会の構成員を別添3のとおりとすることを確認した。調査団は、運営委員会をプロジェクト開始後、早期に開催するよう申し入れ、中国側はこれを了承した。

### 4. 中国住宅新技術研究・人材育成センターの予算

双方は、中国住宅新技術研究・人材育成センターは独立した予算の管理執行権を有することを確認した。

### II. カウンターパート

1. 中国側はカウンターパートを必要数確保することを表明した。また、双方は、カウンターパートは原則として専任とすることを確認した。

2. 中国側は、別添4のカウンターパートを1995年9月1日までに配置すると表明した。

### III. プロジェクトのための土地、建物及び施設

1. 調査団は、プロジェクトに必要な建物を予定通り建設するよう要求した。

2. 中国側は別添5の建設日程を説明した。

3. 双方は、協力分野に応じ、別添6のとおり、中国建築技術研究院内に日本長期専門

稗

日  
双

家のための執務環境を中国側が用意し、また、中国側は各関係機関内に関連技術分野の日本長期、短期専門家のための執務室及び会議室を提供することを確認した。

#### IV. 長期専門家の派遣

調査団は、日本人専門家のうち、チーフアドバイザー、業務調整員を1995年9月に、住宅部品、計画・設計、住宅施工分野の長期専門家3名を1995年10月に、人材育成分野の長期専門家を1996年3月までに派遣することを表明した。

#### V. 研修員受入れ

双方は、研修員の受入れ人数、期間及び研修内容については、日本の会計年度ごと日中双方で協議のうえ、プロジェクトの進捗状況を考慮して決定されることを確認した。

#### VI. その他

1. R/D附属文書III-6 (5) に述べられている「適当な家具付住居施設」について中国側は、中国住宅新技術研究・人材育成センターの現状では、日本人専門家の家具付住居施設を提供する十分な施設能力が無いため、提供することが困難である旨、述べた。日本側は、現状を理解し、日本人専門家の住居について日本側が負担することに同意する旨述べた。また、双方は、中国側が日本人専門家の住居について斡旋の便宜を図ることを確認した。
2. R/D付表IV. 2にいう「個人的使用品」には、日本人専門家及びその家族が個人的に使用するため海外から持ち込む家財道具が含まれることに合意した。
3. R/D付表IV. 2に関し、日本側は、日本人専門家及びその家族の持ち込む私用車についての関税その他の税金も免除するよう申し入れし、中国側は、引き続き努力する旨、表明した。
4. 双方は、R/D附属文書II-1に基づき派遣される日本人専門家が、中国において技術移転に当たり使用する言語は日本語とし、中国側が適切な通訳を配置することを確認した。
5. R/D附属文書III-6 (2) に関し、中国側は、プロジェクトの開始当初から日本人専門家に対し北京市内の交通に必要な車両を提供することを表明した。
6. 中国側は1995年8月31日までに、A1フォームを日本側に提出することを表明した。

釋

負  
長



別添1 中国住宅新技術研究・人材育成センター プロジェクトデザインマニュアル

プロジェクト要約	指 標	指標データの入手手段	外 部 条 件
<p>スーパースター 中華人民共和国人民に対し、実用的、衛生的かつ良質な集合住宅が整備される</p>	<p>実用的、衛生的、良質な住宅が一世帯毎に一戸整備され、一人当たりの居住面積が8㎡となる</p>	<p>中国建設部資料</p>	<p>国家による住宅制度改革上の各種措置が継続される。</p>
<p>上位目標 プロジェクトにおいて開発された技術が普及する</p>	<p>1. センターの運営が継続される 2. モデル住宅が全土に建設される 3. 国家標準の改正、制定がなされる</p>	<p>1. センター管理記録 2. 中国建設部資料 3. 国家標準</p>	<p>1. 人民向けの住宅が建設される。 2. 建築物資の供給、価格等が安定している。</p>
<p>プロジェクト目標 プロジェクトにおいて開発された集合住宅の計画、設計、施工管理技術を有する人材が育成される</p>	<p>1. センターの研修が安定的に実施される</p>	<p>1. センター管理記録 2. 建設部資料</p>	<p>1. 訓練された人材が全国の担当部署に配置される。 2. 国家標準の制定等について他組織の協力が得られる。</p>
<p>成果 1. 住宅新技術研究・人材育成センターの組織と機能が確立される 2. 農村地域集住地区型集合住宅と高齢者用集合住宅の設計技術が改善される 3. 住宅需要予測手法が開発される 4. 施工管理技術が改善される 5. 厨房・衛生間住宅部品が改善される 6. 住宅性能試験方法が改善される</p>	<p>1. 必要な要員と予算が確保される 2. マニュアル及び設計図書が活用される 3. 予測手法の活用状況 4. マニュアルに基づく施工管理の実施状況 5. データベース、開発された部品の活用状況 6. マニュアル、教材の活用状況</p>	<p>1. センター管理記録 2. 中国建設部資料 3. 研究報告書 4. 現場実施報告書 5. 建設部資料、研究報告 6. 建築科学研究所資料</p>	<p>1. カウンターパートナーが離脱しない。 2. カウンターに対する十分な財政支援が得られる。 3. モデル住宅・モデル団地が建設される。</p>
<p>活動 (次頁)</p>	<p>投入 (日本側) 専門家派遣：長期専門家、短期専門家 研修員受入 機材供与 (中国側) センターの建設 センターの用地、建物及び付帯施設の提供 カウンターの配置 ローカルコスト負担：機材の運付け・操作・保守管理費 機材：教材整備費、 研修コース実施経費等</p>	<p>カウンターのパートナーが離脱しない。</p>	<p>前提条件 1. センター建設が予定通り行われる。 2. 中国側の予算が確保される。 3. 行政的支援が得られる。</p>

棟

7/22

活動

(1) 人材育成

- a. 組織・機構の構築
- b. 必要な人員の確保
- c. カリキュラムの開発、作成
- d. 研修の実施

(2) 計画・設計

<農村地域集住地区型集合住宅>

- a. 農村地域集住地区型集合住宅の実態調査
- b. 設計指針案の作成
- c. 設備技術の研究
- d. 設計指針の作成
- e. 教材の作成
- f. 設計標準案の作成
- g. 標準案に基づいたモデル住宅設計図書を作成

<高齢者用集合住宅>

- a. 高齢者用集合住宅の実態調査
- b. 設計指針案の作成
- c. 設備技術の研究
- d. 設計指針の作成
- e. 教材の作成
- f. 設計標準案の作成
- g. 標準案に基づいたモデル住宅設計図書の作成

(3) 住宅需要予測

- a. 日本の住宅建設5ヶ年計画における手法の分析
- b. 住宅建設量予測手法の確立
- c. 人口構成の変化に対応した住宅需要予測手法の確立
- d. 教材の作成

(4) 住宅施工

- a. 施工技術の現状調査
- b. 施工管理技術マニュアル案の作成
- c. 実際の現場での試行及び評価報告書の作成
- d. 施工管理技術マニュアルの作成
- e. 教材の作成

(5) 住宅部品

- a. インターフェースの研究
- b. 厨房・衛生間等の住宅部品データベースの作成
- c. 厨房・衛生間の住宅部品の開発
- d. 教材の作成

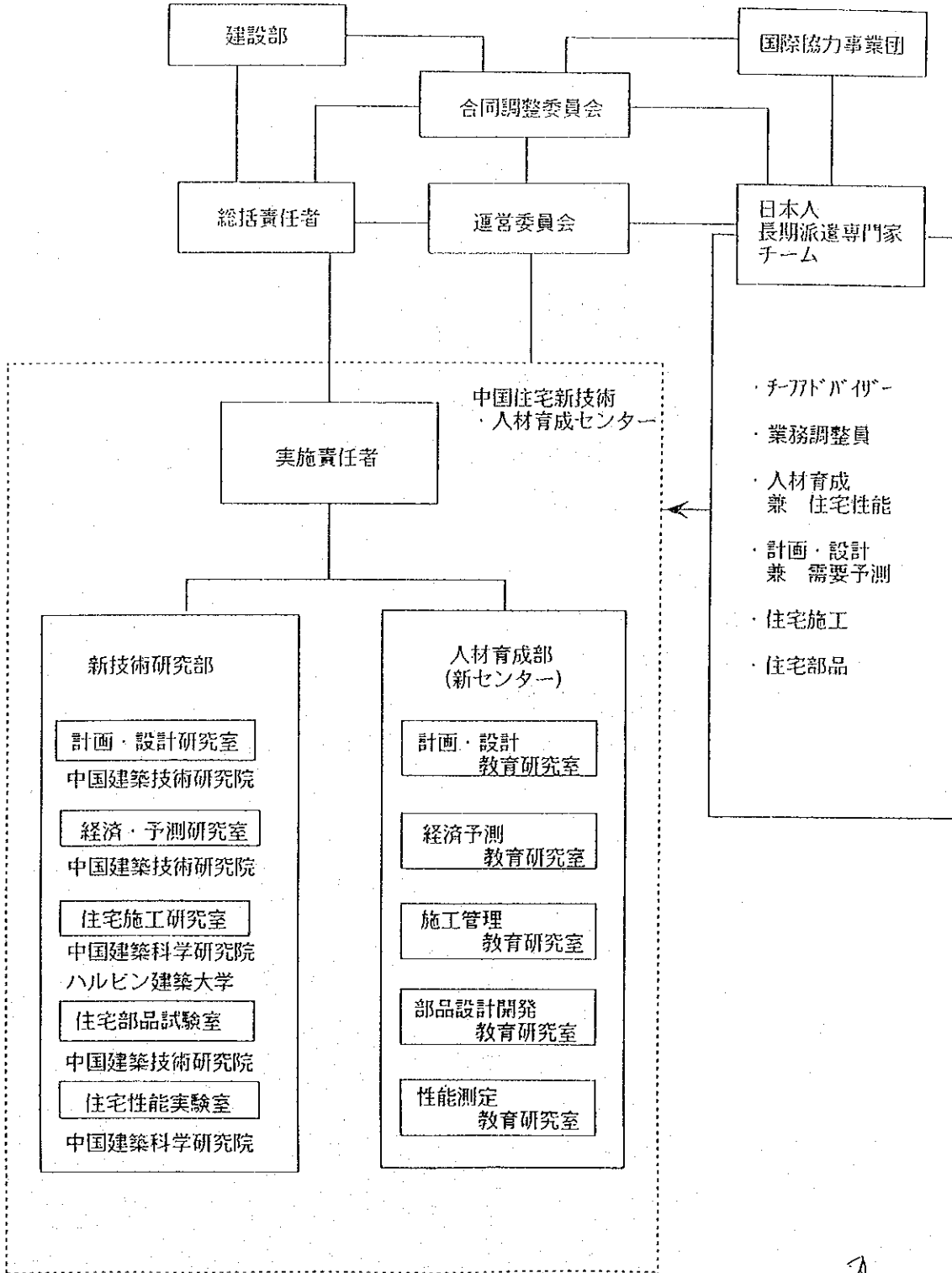
(6) 住宅性能

- a. 各研究テーマごとの住宅性能試験方法の作成等
- b. 教材の作成
  - 1. 窓、ドア 2. 床衝撃音防止 3. 光環境 4. その他

棟

受

別添2 実施体制



稗

天

### 別添3 運営委員会構成

1. 議長 建設部科学技術司司長
  
2. 構成員
  - (中国側) 建設部外事司の代表
  - 建設部科学技術司の代表
  - 中国建築技術研究院の代表
  - 中国建築科学研究院の代表
  - ハルビン建築大学の代表
  - 中国住宅新技術研究・人材育成センターの代表
  - その他議長が特に指名する者
  
  - (日本側) チーフアドバイザー
  - 業務調整員
  - 長期派遣専門家
  - その他チーフアドバイザーが特に指名する者

稗

眞

別添 4 中国側カウンターパート

分野	カウンターパート	所属
計画・設計（農村地域）	劉 東衛	中国建築技術研究院
計画・設計（高齢者用住宅）	関 彦	中国建築技術研究院
経済需要予測	趙 昭	中国建築技術研究院
住宅施工（品質）	王 漢明	中国建築科学研究院
住宅施工（技術と管理）	関 柯	ハルビン建築大学
住宅部品	何 少平	中国建築技術研究院
住宅性能	高 錫九 林 傑 張 紹綱	中国建築科学研究院
人材育成	劉 燕輝	中国建築技術研究院
プロジェクト実施総括調整	葉 耀先	中国建築技術研究院

稗

7  
22

別添5 中国住宅新技術研究・人材育成センター  
業務楼建設日程

1995年 8月末	地質調査実施
1995年 9月末	既存建造物取り払い業務完了
1995年10月末	起工
1996年12月末	工事完了、試運転

稗

7  
22

別添6 日本専門家執務室、会議室手配

1. JICA派遣専門家室の設置について

チーフアドバイザー室	1 部屋
長短派遣専門家室	1 部屋 (大部屋)
会議室	1 部屋 (大部屋の半分程度の広さ)

2. 電話機、FAX送受信機及びエアコンの設置について

1) チーフアドバイザー室内に設置するもの

国際電話のかけられる電話回線及び電話機  
海外と送受信できるFAX回線及び機器設備

2) 長短派遣専門家室内に設置するもの

市内電話のかけられる電話回線及び電話機

3) 各部屋に設置するもの

エアコン

稗

7/1  
又





## 中华人民共和国有关部门和日方实施协议调查团 关于中国住宅新技术研究与培训中心技术合作项目 会谈纪要

为制定中国住宅新技术研究与培训中心技术合作项目的详细计划,由日本国际协力事业团(以下简称 JICA)派遣了以稗田祐史为团长的日方实施协议调查团(以下简称调查团),访问了中华人民共和国。

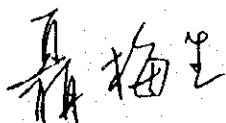
在中华人民共和国停留期间,中华人民共和国有关部门与调查团就两国政府有效实施上述项目应采取的必要措施交换了意见,并进行了一系列讨论。

讨论结果,中华人民共和国有关部门与调查团同意就附件所记录的各项事宜报告各自的政府。

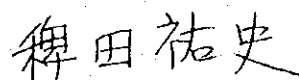
本会谈纪要用中、日、英文写成各二份,具有同等效力。在解释上若有分歧时,应以英文文本为准。

北京

1995年8月15日



高梅生  
科学技术司司长  
建设部  
中华人民共和国



稗田祐史  
实施协议调查团团长  
国际协力事业团  
日本国

## 附 件

### I 两国政府间的合作

1. 中华人民共和国政府同日本国政府合作,实施中国住宅新技术研究与培训中心项目(以下简称“项目”)。
2. 该项目依照附表 I 的基本计划实施。

### II 日本国政府应采取的措施

根据日本国政府的现行法令,日本国政府以自己的费用,按照日本国政府技术合作方案通常的手续,通过 JICA 采取以下措施:

#### 1. 派遣日方专家

日本国政府依照附表 II 派遣日方专家来华工作。

#### 2. 提供器材

日本国政府提供附表 III 所列的实施项目所必要的机器、设备及其他材料(以下称器材)。器材在港口或在机场,以到岸价格(CIF)交付中华人民共和国有关部门,器材自交付中方之日起即成为中华人民共和国的财产。

#### 3. 接收进修人员

日本国政府接受与项目有关的中方人员赴日本进行技术进修。

### III 中华人民共和国政府应采取的措施

1. 中华人民共和国政府,通过所有有关部门、受益单位和团体的充分地积极地参与该项目,在项目的实施中及结束后,采取必要的措施以确保项目的自主运行和顺利开展。

2. 中华人民共和国应使中方人员得到的知识、技术作为与日本国技术合作的成果,贡献于中国经济、社会的发展。

3. 中华人民共和国应向 II—1 所列的日方专家及其家庭提供附表 IV 中所列的在中华人民共和国境内享有的特许权、免税及便利,以及与第三国或国际机构所派遣执行同样任务的专家所享有同等的特许权、免税及便利。

4. 中华人民共和国应确保通过与附表Ⅱ所列的日本专家协商,上述Ⅱ—2项的器材在项目的实施中得到有效的利用。

5. 中华人民共和国为保证中方人员能把在日本技术进修中学到的知识和经济有效地应用到项目实施中去,采取必要的措施。

6. 根据中华人民共和国的现行法令,中华人民共和国政府以自己的费用采取下述必要的措施:

(1) 配备如附表Ⅴ所列的中方人员;

(2) 如附表Ⅵ所列的土地、建筑及设施;

(3) 除上述Ⅱ—2中的通过 JICA 提供的器材以外,项目实施中所必须的机器、设备、器具、车辆、工具、备件及其他材料的提供或更换;

(4) 在中华人民共和国境内对日本专家公务出差提供交通上的方便以及提供在北京市市内的交通费;

(5) 日本专家及其家属适当的带家俱的居住设施。

7. 根据中华人民共和国的现行法令,中国政府采取必要的措施以满足:

(1) 上述Ⅱ—2的器材在中国境内运输、安装、操作及维修所必须的费用;

(2) 上述Ⅱ—2的器材在中国境内所要缴纳的关税、国内税及其他税金;

(3) 项目实施所必要的运营费用。

#### IV 项目管理:

1. 中华人民共和国建设部科学技术司司长作为项目的总负责人,承担项目的实施及管理的全部责任。

2. 中国住宅新技术研究与培训中心主任(中国建筑技术研究院院长兼任)作为项目的实施负责人,承担项目管理方面的事项及技术性事项的责任。

3. 日本专家组组长将对实施项目中所包含的任何问题向项目总负

责人、项目实施负责人提供必要的建议。

4. 日本专家对中方对口人员就项目实施的有关事项给予必要的技术性指导与建议。

5. 为使该项目的技术合作有效而成功地实施,建立一个联合协调委员会,该委员会的作用与组成如附表Ⅷ所述。

#### V 联合评估

为确认项目的进展程度在(中期以及)协作期限終了前6个月,通过JICA和中国方面有关部门由两国政府共同对项目进行评估。

#### VI 对日方专家的赔偿要求

从事项目合作的日方专家在中华人民共和国国内,为执行本职工作而产生的,或执行当中发生的,或执行其他相关工作中发生的对日方专家提出赔偿要求的情况时,中华人民共和国政府承担有关该赔偿的责任。但若系日方专家故意或因其它重大过失而产生的赔偿不在此规定之内。

#### VII 相互协商

两国政府,对由附属文件或者与此相关产生的一切重要事项,应相互协商。

#### VIII 促进对项目的理解与支持

为促进对该项目的支持,中华人民共和国政府将采取适当的措施使该项目为中国人民广泛了解。

#### IX 合作期限

根据该附件,项目技术合作期限是从1995年9月1日开始,为期5年。

日  
方

日  
方

## 附表 I 基本计划

### 1. 项目目标

- (1)最终目标:为中国人民建设实用、卫生和优质住宅
- (2)总体目标:推广、普及项目所开发的技术
- (3)项目目的:培训人材,使其具有应用项目所开发的居民住宅规划、设计、施工技术的能力。

### 2. 项目的成果

- (1)确定住宅新技术研究与培训中心的组织与职能。
- (2)改善村镇居民住宅和老龄住宅的设计技术。
- (3)开发住宅需求预测方法。
- (4)改善施工管理技术。
- (5)改善厨房、卫生间的住宅部品。
- (6)改善住宅性能试验方法。

### 3. 项目的活动

#### (1) 人才培养

- a. 组织机构的设立
- b. 必要人员的确保
- c. 课程表的制定
- d. 进修的实施。

#### (2) 规划与设计

(村镇居民住宅)

- a. 村镇居民住宅实态调查
- b. 设计导则草案的编写
- c. 设施技术的研究
- d. 设计导则的编写
- e. 教材编写
- f. 设计标准草案的编写

71  
522

稗

g. 依据标准草案编制示范住宅设计图集

(老龄住宅)

a. 老龄住宅的实态调查

b. 设计导则草案的编写

c. 设施技术的研究

d. 设计导则的编写

e. 教材编写

f. 设计标准草案的编写

g. 依据标准草案编制示范住宅设计图集

(3)住宅需求预测

a. 日本住宅建设5年规划方法的分析

b. 住宅建设量预测方法的确定

c. 对应人口结构变化的住宅需求预测方法的确定

d. 教材编写

(4)住宅施工

a. 施工技术的现状调查

b. 施工管理技术手册(草案)的编写

c. 现场试行及评价报告的编写

d. 施工管理技术手册的编写

e. 教材编写

(5)住宅部品

a. 接口的研究

b. 厨房、卫生间等住宅部品数据库的建立

c. 厨房、卫生间的住宅部品的开发

d. 教材编写

(6)住宅性能

a. 不同研究课题的住宅性能实验方法改进等

b. 教材编写

7/22

稗

4. 日本国的技术合作

日本国政府就中华人民共和国政府实施上述 3 中所列的活动给予协助。

夏

稗

## 附表 II 日本专家表

### 1. 长期专家

- (1) 专家组长
- (2) 业务协调员
- (3) 以下技术领域的专家
  - a. 人才培养
  - b. 规划设计
  - c. 住宅需求预测
  - d. 住宅施工
  - e. 住宅部品
  - f. 住宅性能

(注)必要时,专家组长可兼任上述任何一个技术领域的专家;技术领域专家可负责两个以上领域。

### 2. 短期专家

根据需要派遣以下领域的短期专家

- (1) 人才培养
- (2) 规划设计
- (3) 住宅需求预测
- (4) 住宅施工
- (5) 住宅部品
- (6) 住宅性能

(注)短期专家的指导领域、人数及期限,在每个日本财政年度由中日双方协商,视项目的进展情况而定。

夏

稗



附表Ⅲ 器材清单

1. 人才培养领域所需器材
2. 规划设计领域所需器材
3. 住宅需求预测领域所需器材
4. 住宅施工领域所需器材
5. 住宅部品领域所需器材
6. 住宅性能领域所需器材

(注)1. 上述器材限于日本专家进行技术转让所必须的器材

2. 上述器材的种类、规格及数量在每个日本财政年度,由中日双方协商,视日本的预算而定。

真  
双

稗

#### 附表Ⅳ 对日本专家提供的特许权力

1. 中华人民共和国政府免征日本专家及其家属收到来自国外的与执行项目有关的生活费的所得税和其他征税。
2. 中华人民共和国政府对日本专家及其家属带进或带出的个人用品及有关业务器材免征关税及其它税金。
3. 中华人民共和国政府对日本专家及其家属提供医疗方便。

11  
双

穆

## 附件 V 中方对口人员及办公室人员表

1. 项目总负责人
2. 项目实施负责人
3. 以下领域中方对口人员
  - (1) 人材培训
  - (2) 规划、设计
  - (3) 住宅需求预测
  - (4) 住宅施工
  - (5) 住宅部品
  - (6) 住宅性能
4. 办公室人员(含日本专家办公室配置的人员)
  - (1) 管理部门的负责人及职员
  - (2) 秘书
  - (3) 翻译
  - (4) 打字员
  - (5) 司机
  - (6) 警卫
  - (7) 器材使用与保管人员
  - (8) 其它职员

7  
22

稗

## 附表 VI 土地、建筑物及附属设施清单

1. 为项目实施提供所需的用地、建筑及附属设施
2. 为日本政府提供的器材进行安装及保管提供必要的建筑物及附属设施
3. 为日方专家组长、业务协调员及其它专家提供适当的办公室及必要的设施

自  
叙

稗

## 附表Ⅶ 联合协调委员会

### 1. 职能:

联合协调委员会至少每年召开一次会议或必要时召开会议,其职能如下:

(1)根据本会谈纪要(R/D)所制定的暂行实施计划,制定项目的年度计划。

(2)根据年度计划讨论技术合作计划总体的进展情况,为项目有效实施提出意见、建议。

(3)就技术合作计划本身产生的或与之相关的主要事项进行讨论并交换意见。

### 2. 组成

#### (1)委员会主任

建设部外事司司长

#### (2)中方

科学技术司代表

外事司代表

综合计划财务司代表

设计管理司代表

标准定额司代表

房地产业司代表

政策研究中心代表

哈尔滨建筑大学代表

中国建筑科学研究院代表

中国建筑技术研究院代表

中国住宅新技术研究与培训中心代表

委员会主任特别指定的其它人员

(3)日方

专家组组长

业务协调员

专家组组长特别指定的专家

JICA 派遣的调查团员

JICA 中国事务所的代表

(备注)日本驻华使馆人员可作为观察员参加联合协调委员会

自  
双

稗

## 关于中国住宅新技术研究与培训中心项目 暂行实施计划

中华人民共和国有关部门与日方实施协议调查团共同制定了如附表所示的“中国住宅新技术研究与培训中心”项目的暂行实施计划。

该暂行实施计划是根据会谈纪要的附件 I—2 制定的,该会谈纪要以双方确保中国住宅新技术研究与培训中心项目实施的必要预算为前提,经中华人民共和国有关部门与日方实施协议调查团一致同意的。本计划在项目实施过程中若有必要可在会谈纪要框架范围内变动。

本计划用中文、日文及英文写成各二份,具有同等效力。在解释上若有分歧时,应以英文文本为准。

北京

1995 年 8 月 15 日

聂梅生

聂 梅 生  
科 学 技 术 司 司 长  
建 设 部  
中 华 人 民 共 和 国

稗田祐史

稗 田 祐 史  
实 施 协 议 调 查 团 团 长  
国 际 协 力 事 业 团  
日 本 国

# 中国住宅新技术研究与培训中心项目暂行实施计划

投入/年度	1995/09~1996/03		1996/04~1997/03		1997/04~1998/03		1998/04~1999/03		1999/04~2000/03		2000/04~2000/08	备 考
	第 1 年		第 2 年		第 3 年		第 4 年		最终年度			
合作期间	95/09/01 → 2000/08/31											
(日方)	95/09											
1. 日本专家的派遣	→											
1) 长期专家	→											
专家组长	→											
业务调整员	→											
人才培训兼住宅性能	→											
规划设计兼需求预测	→											
住宅施工	→											
住宅部品	→											
2) 短期专家	○											
2. 进修人员的接受	○											
3. 器材供给	☆											
4. 调查团的派遣	▲ 计划协商											
(中方)	96/12											
1. 中心建设	95/09 →											
2. 对口人员配置	→											
3. 本地费用负担	→											
							巡回咨询				评 估	
							巡回咨询				▲ 估	
							巡回咨询				☆	
							巡回咨询				○	
							巡回咨询				○	
							巡回咨询				☆	
							巡回咨询				▲	

注: 1. 以两国政府确保必须的预算为前提, 制定了本暂行计划。  
 2. 该计划在项目实施期间, 必要时可在会谈纪要的范围内变动。

种

种



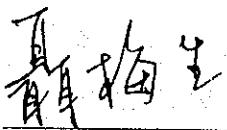
# 关于中国住宅新技术研究与培训中心项目 技术合作会谈纪要备忘录

中华人民共和国有关部门与日方实施协议调查团，一致同意并签署了“中国住宅新技术研究与培训中心”项目技术合作会谈纪要(以下简称R/D)。

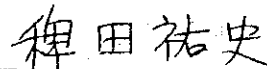
为明确R/D中规定的一些特定事项，现将双方达成一致的内容记录于附件中。

北京

1995年8月15日



聂 梅 生  
科学技术司司长  
建 设 部  
中华人民共和国



稗 田 祐 史  
实施协议调查团团长  
国际协力事业团  
日 本 国

## 附 件

### I 项目管理

1、为了能够进行行之有效的项目运营管理及评估，调查团对日本专项方式技术合作采用通常的项目设计矩阵(PDM)事宜进行了说明。

讨论结果，双方在了解以下事项的基础上同意对本项目采用“PDM”本项目的“PDM”见附表I。

(1)PDM明确表达了对专项方式技术合作的认识，是为达到项目目的理论性步骤的表达矩阵。

(2)PDM是在R/D范围内形成的，经双方同意，可根据项目的进展情况进行灵活的改进。

### 2、项目的组织机构

双方确认，附表II中本项目的实施体制。

双方确认，中国住宅新技术研究与培训中心是建设部所属的单位，并尽快组织以不影响项目的实施。

### 3、运营委员会的召开

中国住宅新技术研究与培训中心运营委员会(常设)，对此项目提供意见的同时，在中国住宅新技术研究与培训中心、中国建筑技术研究院、中国建筑科学研究院及哈尔滨建筑大学之间进行协调和管理工作。双方确认了运营委员会的构成成员按附表III组成实行。调查团请求在此项目开始后尽早召开运营委员会会议。中方给予同意。

### 4、中国住宅新技术研究与培训中心的预算

双方确认了中国住宅新技术研究与培训中心具有独立的预算管理执行权。

### II、对口人员

1、中方表明了将确保必要数量的对口人员。此外，双方确认了对口人员原则上是专职的。

2、中方表明在1995年9月1日之前配置如附表IV所示的对口人员。

### III、项目用土地、建筑及设施

- 1、调查团要求按预定计划建设项目所必需的建筑物。
- 2、中方说明了如附表V所示的建设日程安排。
- 3、双方根据合作范围确认了按附表VI由中方在中国建筑技术研究院内为日本长期专家提供办公条件。中方将在各有关单位内为有关技术领域的日本长期、短期专家提供办公室和会议场所。

### IV、长期专家的派遣

调查团表示，日本将在1995年9月派遣专家组和协调员，1995年10月派遣住宅部品、规划设计、住宅施工方面的长期专家3名。于1996年3月之前将派遣人材培训方面的长期专家。

### V、接受进修人员

双方确认，进修人员的人数、时间及进修内容，在日本的每一财政年度，通过日中双方协议并考虑项目的进展情况来确定。

### VI、其他

1、关于R/D附件III-6-(5)中所述“适当的带家俱的居住设施”，中方表示按中国住宅新技术研究与培训中心的现状，没有足够的设施能力，难以为日本专家提供带家俱的居住设施。日方对此表示理解，并同意由日方负担专家的居住费用。同时，双方确认了中方在日方专家居住问题上提供方便。

2、双方同意关于R/D附表IV.2中所述的“个人用品”中包括日本长期专家及其家属个人使用的从海外带来的家庭用品。

3、关于R/D附表IV.2日方要求免征日本专家及其家属由海外带入的个人用车的关税和其他税金，中方表示为此继续努力。

4、双方确认，根据R/D附件II-1派遣的日本专家在中国进行技术转让时所使用的语言为日语，中方将配备合适的翻译。

5、关于R/D附件III.6.(2)中方表示从项目开始，为日方专家提供在北京市内必要的交通用车。

6、中方表明在1995年8月31日前，向日方提交A1样式。

JA  
JR

俾

附表 I 中国住宅新技术研究与培训中心项目设计矩阵

项目概要	指标	达到指标数据手段	外部条件
最终目标 为中国人民建设实用、卫生、优质住宅	每户的住宅，人均居住面积 8m <sup>2</sup>	中国建设部资料	在国家住宅制度改革基础上继续实施各种措施
总体目标 普及、普及项目所开发的技术	1、在全国推行制定国家住宅标准 2、在中心地区实施住宅标准 3、在中心地区实施住宅标准	1、中国建设部资料 2、中国建设部标准 3、中国建设部标准	1、建设适合中国人民的住宅 2、建设物资的供给和价格稳定
项目目标 培训人才，使其具有应用项目所开发的居民住宅规划、设计、施工技术的能力	1、修 2、修 3、修	1、中心建设部资料 2、建设部资料	1、训练出的人材配置到全国各地 2、有关部门制定能够得 3、其他组织的合作
成果 1、研究培训中心的技术 2、研究住宅设计技术 3、研究住宅设计技术 4、研究住宅设计技术 5、研究住宅设计技术 6、研究住宅设计技术	1、手册及设计图书的预况 2、手册及设计图书的预况 3、手册及设计图书的预况 4、手册及设计图书的预况 5、手册及设计图书的预况 6、手册及设计图书的预况	1、中心建设部资料 2、中心建设部资料 3、中心建设部资料 4、中心建设部资料 5、中心建设部资料 6、中心建设部资料	1、对可获得的中心是够的财政支 2、对可获得的中心是够的财政支 3、对可获得的中心是够的财政支
活动见下页	投入： (日方) 专家、长期专家、短期专家 (中方) 专家、长期专家、短期专家 (中方) 专家、长期专家、短期专家 (中方) 专家、长期专家、短期专家	投入： (日方) 专家、长期专家、短期专家 (中方) 专家、长期专家、短期专家 (中方) 专家、长期专家、短期专家 (中方) 专家、长期专家、短期专家	对口人员不离职 前提供条件： 1、进行中心建设 2、进行预支 3、进行预支

双

梅

活动:

(1) 培训人才

- a、组织机构的设立
- b、必要人员的确定
- c、课程表的制定
- d、进修的实施

(2) 规划与设计

(村落居民住宅)

- a、村落居民住宅实态调查
- b、设计导则草案的编写
- c、设施技术的研究
- d、设计导则的编写

e、教材编写

f、设计标准草案的编写

g、依据标准草案编制示范住宅设计图案

(老龄住宅)

- a、老龄住宅的实态调查
- b、设计导则草案的编写
- c、设施技术的研究
- d、设计导则的编写
- e、教材编写

f、设计标准草案的编写

g、依据标准草案编制示范住宅设计图案

(3) 住宅需求预测

- a、日本住宅建设5年规划方法的分析
- b、住宅建设量预测方法的确定
- c、对应人口结构变化的住宅需求预测方法的确立
- d、教材编写

(4) 住宅施工

- a、施工技术的现状调查
- b、施工管理技术手册(草案)的编写
- c、现场试行及评价报告的编写
- d、施工管理技术手册的编写
- e、教材编写

(5) 住宅部品

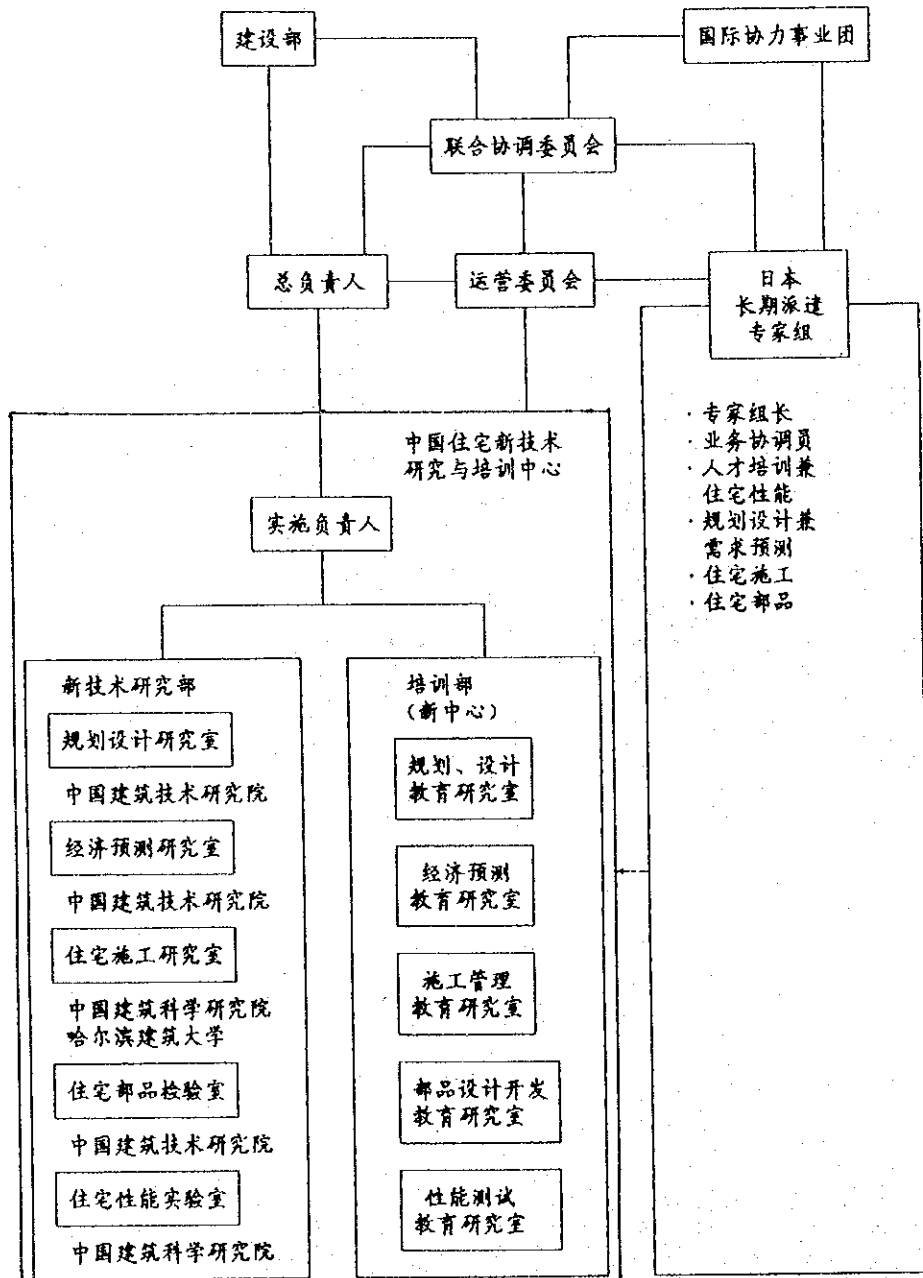
- a、接口的研究
- b、厨房、卫生间等住宅部品数据库的建立
- c、厨房、卫生间的住宅部品的开发
- d、教材编写

(6) 住宅性能

- a、不同研究课题的住宅性能实验方法改进等
- b、教材编写
- 1、窗、门; 2、防止楼板冲击声; 3、光环境; 4、其他

棟

附表 II 实施体制



### 附表III 运营委员会构成

1、主任：建设部科学技术司司长

2、构成成员：

中方：外事司的代表

科学技术司的代表

中国建筑技术研究院的代表

中国建筑科学研究院的代表

哈尔滨建筑大学的代表

中国住宅新技术研究与培训中心的代表

其他主任特别指名者

日方：专家组组长

业务协调员

长期派遣专家

其他专家组组长特别指名者



附表IV 中方对口人员表

领 域	对口人员	单 位
规划设计(村镇)	刘东卫	中国建筑技术研究院
规划设计(老龄住宅)	开彦	中国建筑技术研究院
经济需求预测	赵昭	中国建筑技术研究院
住宅施工(质量)	王汉明	中国建筑科学研究院
住宅施工(技术与管理)	关柯	哈尔滨建筑大学
住宅部品	何少平	中国建筑技术研究院
住宅性能	高锡九 林杰 张绍纲	中国建筑科学研究院
人才培养	刘燕辉	中国建筑技术研究院
项目实施总体协调	叶耀先	中国建筑技术研究院

双

俾



附表 V 中国住宅新技术研究与培训中心  
业务楼建设日程安排

1995年8月底	进行地质勘探
1995年9月底	完成拆迁任务
1995年10月底	开工
1996年12月底	完成工程并试运行

夏

穆

## 附表VI 日本专家办公室、会议室安排

### 1、关于JICA派遣专家室的设置

- 项目组长室 1间
- 长、短期派遣专家室 1间(大房间)
- 会议室 1间(大房间一半的面积)

### 2、关于电话机、传真机及空调器的安装

#### 1)项目组长室内设置内容

- 可进行国际通话的电话线路及电话机
- 收发国际信函的传真线路及器械设备

#### 2)长、短期派遣专家室内设置内容

- 可进行市内通话的电话线路及电话机

#### 3)各房间内设置内容

- 空调器

11  
522

稗